

6 月 1 5 日 (金)

(第 2 日 目)

平成24年第2回南関町議会定例会（第2号）

平成24年6月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（3名）

①10番議員 ②6番議員 ③3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏高 君

3番 打 越 潤一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英樹 君

8番 山 口 純子 君

9番 橋 永 芳政 君

10番 唐 杉 純夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 上 田 数吉 君 住 民 課 長 木 村 浩二 君

副 町 長 本 山 一男 君 福 祉 課 長 坂 井 智徳 君

教 育 長 大 里 耕守 君 経 済 課 長 雪 野 栄二 君

総 務 課 長 堀 賢司 君 建 設 課 長 大 木 義隆 君

会 計 管 理 者 北 原 耕治 君 教 育 課 長 大 石 和幸 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安彦 君 延 寿 荘 長 福 田 恵美子 君

住民課審議員 菅 原 力 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から本日の開議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで報告を1点だけします。住民課課長より答弁を充実したいということで、審議員の入室を求められましたのでこれを許可しました。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） それでは日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） おはようございます。

私のほうからは4点通告をしております。まず、地域包括支援センターの充実について。

地域包括支援センターは、平成18年4月から発足しております。それまでこの業務は在宅支援センターという名の下で、延寿荘の建屋の中にあつたわけでございますけれども、国の新しい指導の中で介護予防の充実というようなところで指導があつた関係で、保健センター内に移動することになったわけでございます。業務の内容でございますけれども、南関町地域包括支援センター設置に関する条例においては、「目的、第1条、地域住民の心身の健康保持、生活の安定及び保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援し、地域支援事業のうちの包括的支援事業及び指定介護予防支援事業を地域において一体的に実施することを目的とする」となっております。

一方、南関町総合振興計画後期、これは平成23年度から27年度におきましての基本計画の中に、1、だれにでもどんなときにもやさしいまちづくりの中の介護保険制度の充実の中に、次のように書いてございます。「高齢者が住みなれた地域で、安全に安心して暮らしていけるよう住環境整備の支援に努めるとともに、地域や関係機関との連携を強化し、地域における総合的なケアマネジメント等を担う中核機関として地域包括センターの充実を図ります」とあります。

条例における地域包括支援センターの設置目的と町行政の根幹を担う総合振興計画での考え方が、地域住民全体かあるいは高齢者かという限定下で、定義として矛盾が生じていると思われます。

また、このことについて関連した業務を行っている保健センターの業務内容はどうなっているかを調べてみました。そうすると次のように書いてございます。「南関町保健センター設置及び管理に関する条例では、設置及び目的、第1条、町民の健康増進及び疾病の予防等保健事業

を行い、保健衛生の向上に資するため、南関町保健センターを設置する」となっておりまして、業務といたしましては第4条にあります。

町民の健康診査、健康相談、健康教育、機能回復訓練及び疾病の予防。2つ、町民の健康増進のための生活指導及び栄養指導等。3番、町民の自主的な保健活動に関すること。4番、以上、前3号に定めるもののほか、保健センターの設置目的を達成させるため必要な業務に関することとなっておりまして、保健という言葉がここでは循環しているという矛盾にたどり着きます。要するに、両条例、これ地域包括支援センターの運営に関する条例と保健センターの運営に関する条例、この二つの条例でございますけれども、この両条例とも書き換えが必要であると私は思っております。

今回の一般質問通告の件名を、地域包括支援センターの充実としたのは実はこういうところにもあるわけでございまして、これに関しましては平成18年6月9日に厚生労働省老健局長より各都道府県知事あてに、「地域支援事業の実施について」という通達が出されております。地域支援事業実施要綱を定め、平成18年4月から適用することとしたとなっております。さらに、平成18年10月18日には、同じく厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長による包括支援センターの設置運営について通知が出されているところでもあります。

一方、南関町総合振興計画前期、これは平成18年から22年度までの5年間でございますけれども、介護保険事業計画では、第4期において地域包括支援センターは18年4月より実施と明記されております。南関町地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱告示は平成17年9月2日となっております。しかし、南関町総合振興計画前期、これは平成17年12月付で作成されておるわけでございますけれども、介護保険制度の充実の記述がここでは存在しておりません。介護保険制度の4期では明記されているものが、この南関町総合振興計画の前期ではなぜ書いてないのかというところで、執行部間で足並みがそろっていない点で疑問が残るわけです。

これにつきましては通告しておりませんので、テーマから外れるわけでございますけど、後で予算のところの関係事項として触れるつもりでございます。

さて、この包括地域センターという言葉は非常にわかりづらい。各市町村で一定の圏域を設定し、圏域内において介護問題全般について包括して支援を行うということでありましょうけれども、いけば何でもありの施策であり大事な事業の割に見えにくく、なじみの薄い事業となっているのではないだろうか。そういったところで以下によって質問をするわけでございます。

1つとしまして、通告に書いてございますが、職員は何人配置されているか。2番目、人件費、事業費を含む予算上の措置はどうなっておるか。財源はどうか。3番目、地域包括支援センター運営協議会の構成メンバーと開催状況はどうなっておるか。4番目、第4期では主な事業に対するPDCAをどのように行ってきたか。第5期はどうするつもりか。センター内の各事業に係る決裁の範囲について説明を求む。この点につきましてはですね、具体性にかける

きらいがあります。第5期介護保険事業計画の6ページにですね、これはPDCAの図が作図されておりまして、これと全く同じように地域包括支援センターも計画・実行・評価・見直しのループは回るものと思い、引用したものでございます。高齢者予防介護はますます多様化する中で、担当者間の申し継ぎ、あるいは情報の共有化を進化させることが重要であるわけでございますけども、どのような方法で徹底しているかということをお尋ねすると、これが本旨でございます。日誌であるとかあるいは申し送り簿等はあるんだろうかと。また毎朝の短時間でも結構なんですけども、グループ会議などやってるのだろうか、そういう意味でこの4番は答えいただければよろしいと思います。5番目に、国の官、民にわたる医療費の削減は、最終的には自宅で介護し、死を迎えさせる政策だというように私は思えてなりません。これは平成18年4月施行からの政府の指導もそういう指導になっておるといふに私は理解しております。そういう高齢者の対策を町としてどうするのかということをお尋ねしております。さらに6番目に、総合相談・支援・権利擁護事業・包括的・継続的ケア体制の構築などを行うに際して、ネットワーク構築はできておるかというようなことを質問を通告しております。最後の7番目ですが、有明圏域地域包括センター連絡協議会はどうなっておるかということをお尋ねいたします。

続きまして2番目に、第5期の介護保険事業、これについては介護保険料決定に際しての予備費、基金積立についての考え方を問いたいということでございます。

それから3番目、人口増政策の実現についてということで、この件についてお答えをお願いいたします。分譲住宅についての計画があるのかどうかということで質問をしております。

最後4番目ですが、産廃処分場の安全についてということで、産廃処分場内の支柱は何本立てるのかと、そのときの遮水工実績はあるのか。2番目に、処分場内の地下水位は遮水コンクリート底面の上か下か。3番目に、原発の放射能ガレキ受け入れについてどう考えておるか。4番目、監視委員会の構成について問う。5番目、住民説明会はやっておるかということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたですけども、以上の点を質問をしたいと思っております。後の質問は、自席でやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

ただいま質問を受けました10番、唐杉議員の地域包括支援センターの充実についてのご質問にお答えいたします。

現在、地域包括支援センターを保健センター内に設置し、地域の高齢者の総合的支援を行っているところでございます。今年度において総合的支援事業を適切に実施するため、社会福祉士を採用し、専門3職種の職員配置の充実を図っているところでございます。今後、これまでの事業における機能の強化、さらには施設についての住民への周知に努めてまいりたいと思

ております。また、運営協議会の意見等を集約し、適切な運営と公正、中立性の確保など体制の充実を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、第5期介護保険事業の質問にお答えいたします。24年度から26年度までの3カ年計画である第5期介護保険事業計画がスタートいたしましたところでございます。保険料の決定に際しましては、保険料の上昇の緩和を図るために基金等を活用し、できるだけ保険料の軽減を図るべき検討を行い、策定委員会におきまして十分ご検討いただきまして、その結果を踏まえて保険料を決定したところでございます。

次に、分譲住宅についての計画があるかとの質問でございます。人口増政策につきましては、町の最重要課題として取り組んでいるところでございます。平成23年度からは「住んでよかったプロジェクト推進事業」の本格的な事業を展開をしてきたところでございます。出生数の増など一定の効果は見えておりますが、今後もさらに事業を推進していかなければならないと考えております。定住対策の中には、これまでも働く場所と住む場所の確保が重要になるとの答弁をしてまいりましたが、働く場所につきましては企業の立地、増設によりかなりの新規雇用も発生しており、近隣市町の中では恵まれた環境にあるものではないかと思っております。

次に、住む場所につきましては、町営住宅や定住促進住宅は空きがないような状況であり、民間のアパート等にも空きが少なく、空き家バンク事業での対応でも限りがありますので、新しい住宅用地の分譲は必要であると考えております。住宅用地の整備計画につきましては、今年度からでも取り組みたいと考えております。

次に、産業廃棄物の安全についての質問でございます。支柱部分の遮水構造、地下水との関係など、産業廃棄物管理型最終処分場の安全性に対する質問と考えております。処分場の安全性に関しましては、これまで町から県に対して安全な施設を整備するよう強く求め、その結果、県はクローズド無放流型という全国のモデルとなるような安全な施設を整備すると考えを示していただきました。また、将来に対する不安に対しては、昨年8月9日に、町・県及び事業団の三者で締結をいたしました基本協定書で「将来にわたり最終的な責任を負う」とするその姿勢を明らかにしていただきました。こうして県に対して安全な施設を整備するよう強く求めていく一方で、地元の方々にも参画をいただき、処分場の建設の段階から監視委員会を設置し、その安全性をみずからが確認していただくとともに、重要であると考えております。住民の皆様方の安全性に対する不安に応えるために、具体的な安全性の担保に向けて安全対策の確認、環境保全協定書で取り決め、監視委員会への参画など町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

その後の個別の質問につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、その後の質問につきましては自席より答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おはようございます。それでは10番議員、唐杉議員さんの質問にお

答えさせていただきます。

まず、包括支援センターの職員は何名配置されているかというご質問でございますけれども、職員につきましては正職員が3名、それから非常勤職員として介護支援専門員2人、それから経験のある看護師1人ということで6人体制で業務に務めているところでございます。

続きまして②の人件費、事業費を含む予算上の措置はどうなっているか、また財源はということでございますけれども、人件費につきましては、正職員3名分、これは財源的には一般会計となっているところでございます。また、非常勤職員につきましては、特別会計ということでそちらのほうから事業に基づく収入で、報酬という形でお支払いをしておるところでございます。それから事業費につきましては、居宅関係の介護の支援事業ということで、予算的には計上しておるところです。また、介護保険の地域支援事業ということで2つ介護予防事業と包括的支援事業ということで主に事業に取り組んでいるところでございます。また、その2つの中で財源ですけれども、地域支援事業につきましては財源の内訳といたしまして、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、それから1号保険者の保険料ということで21%、それから40歳から64歳までの2号保険者の方が29%という負担割合で財源を確保しておるところでございます。また、包括的支援事業につきましては、国が40%、県が20%、それから1号保険者が20%という負担割合で財源を確保しているところでございます。

次に、③の運営協議会の構成メンバーということで、それと開催状況につきましてですけれども、構成メンバーといたしまして、医師、歯科医師、それから事業所、それから看護師、被保険者、それから町の執行部というような内容で、各代表をお願いいたしまして、10名により構成をされているところでございます。開催状況につきましては、年2回開催をいたしているところでございます。ちなみに昨年度におきましては、8月と3月に開催をいたしたところでございます。

それから④、第4期のPDCAをどのように行ってきたか、第5期はどうするつもりかということでのお尋ねでございますけれども、第4期の介護保険事業計画で、地域包括センターの機能強化として計画を立てて実行してまいったところでございます。しかしながら、10番議員さんがおっしゃいましたように、なかなかわかりづらいというようなこともありまして、また、職員の配置等が先ほど町長の答弁にもございましたが、当初、2名体制ということでございましたので、どうしてもその機能というのが十分に発揮できなかった経緯もございます。また、この見直しについては運営協議会のほうにご説明をいたして、その中で計画等については検証がなされまして、その中で意見・要望等が寄せられているところでございます。このことを踏まえまして、第5期につきましては、4期と同様な目的を持ちまして、地域包括支援センターの機能を図っていくということで職員の採用が新しく社会福祉士という専門職が配置されましたことから、4期と同じような目的ではございますけれども、5期についてはそれを十分に生かした形で取り組んでいくということで、計画の中にもお示しをさせていただいたところ

です。

また、センター内の各事業に係る決裁の範囲ということでございましたけれども、これにつきましては庶務日誌、それから玉名管内特定地域におけます出張、それから運転日誌、軽微なもの等につきましては、一応文書管理規定それから決裁等に関する規則等によります範囲で私のほうで、課長決裁までということで、特にその中で重要なものにつきましては当然町長決裁という形で行っております。また、当然事業に係る実施それから予算に係ります金額的なものについては、すべて町長決裁という形で事務を遂行させていただいたところでございます。

また、次の5番の国、官の高齢者の対策ということでございますけれども、その件につきましてはやはり最期の迎え方につきましては、当然本人さんや家族の希望に沿った形で、地域包括センターにおいては医療機関や関係サービス事業等々に連絡して見守りの支援を行った経緯がございます。町といたしましても、今後センター内にそのための相談窓口として、関係機関との連携を取って対応をさらに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

6番目の総合相談・支援・権利擁護事業等の構築、ネットワークの構築ということでのご質問でございますけれども、条例、要綱等についてそのネットワークの構築という組織化はいたしていないというのが現状でございます。しかしながら、組織はしておりませんが、その時々臨機応変に必要な応じまして関係する機関、例えば医療機関、それから民生委員さん、居宅介護関係の事業所、社会福祉協議会それから当然役場と協力をいたして、つまり連携を取り合って対応を行っているところでございます。

それから最後の7番目の有明圏域の包括センターの連絡会議ということでございますけれども、センターが設置された18年度から県の玉名振興局と有明圏域の各地域包括支援センターが連携して業務を進めていくという趣旨に基づきまして、会議が決定されたところでございます。包括センターが8カ所、玉名、荒尾圏域にございますのでこの8カ所のセンターの責任者が集まりまして、協議をいろんな諸問題について意見を交換し合うということで結成がなされております。ちなみに玉名、長洲、玉名につきましては3地区包括支援センターがあるところですけれども、この玉名と長洲につきましては地域包括センターを民間のほうに委託をいたしております。そういう関係で、包括支援センターの連絡協議会ということでございますけれども、一応会議につきましては長洲、玉名について担当課が出席、それ以外については直接包括支援センターの職員が参加をし、また玉名振興局の福祉課が出席して会議がなされているところでございます。

福祉課につきましては以上、ご答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 10番議員、唐杉議員の産廃処分場の安全について、ということにつきましてお答えさせていただきます。

まず1番目の産業廃棄物処分場内の支柱は何本立てるのか。そのときの遮水工実績はあるの

かというご質問でございますけれども、県の、今回5月30日付で工事のほうが発注といたしますか、設計工事の一括発注という形になっております。その中の実施計画におきまして、標準的な柱の本数は一応34本というようにことが示されております。隣県の鹿児島県におきましても、もう昨年からの工事が着工されております。発注の形としましては熊本県と同じような形で、提案型というようにことで発注されているようでございますが、鹿児島の場合が17本の県のほうの提示に対して、実際に業者のほうから提案があった本数は5本ということで、現在、施設内の本数は5本ということで進められているようでございます。

このようなことを参考にしますと、今後施工業者の提案によって、数的には大幅な減少になるのではないかなというように予想を県のほうはされているようでございます。

また、遮水工の実績はあるのかというご質問でございますけれども、一般廃棄物処分場ではございますけれども、埋立容量が31万立米の北海道の十勝の環境複合事務組合の処分場、これは柱が埋立地内に50本設置されてるといふようなところが工事が終わって、ここも既に供用開始をされているようでございます。それからちょっと規模は小さくなりますけれども、青森県の木造・稲垣の一般廃棄物の処分場、こちらのほうも規模は小さいけれども、施設内に20本ほど柱を設置されていると。それから近くでは長崎県の東彼地区の一般廃棄物の処分場、これは柱の設置本数は3本ということでお聞きしておりますけれども、こういったものが既に工事が終わって供用開始をされておるといふふうにお聞きしております。

南関町の場合は産業廃棄物の処分場ということでございますが、屋根をかぶったクローズド型の処分場、産業廃棄物の処分場につきましては、実際に供用開始をしているのは、昨年の供用開始をしました高知県というのがございますが、ここは細長い形になっておりまして幅がないということで、埋立施設の中には柱は設置されていないというふうになっております。

それから2番目の処分場内の地下水は遮水コンクリート底面の上か下かということでございますけれども、評価書あたりを見ても放水区には底面部よりも少し上にきているのではないかと思います。しかし、今回工事を行いまして、法面部それから底面部につきましても、遮水工の下にコンクリート壁を設置するというので、さらにその下に底面部におきましては、そのコンクリートのさらにその下に地下水の集排水管を持ってくる。また、法面につきましてもコンクリートの外側に地下水の集排水管を持ってくるというような計画になっているようでございます。さらに、西側のため池あたりがありますので、西側の法面部については地下水の排水管とともに面状の管ではなく、面状になった地下水の排水設備あたりも設置される計画になっているようでございます。

こういったことで地下水はそういったコンクリートの下の集排水管に集めるということで、地下水の位置はコンクリートよりも下の位置になるというふうなことでお聞きしております。

また、渇水期におきましては、もう既に地下水の水位がそのコンクリートの位置よりも下にあるということで、それを引き上げるということはないということでお聞きしておるところで

ございます。

続きまして、3番目の原発の放射能ガレキ受け入れについてどう考えているのかというご質問でございますけれども、これも県の説明ではございますが、災害ごみは一般廃棄物であり、今回南関町に計画されている施設は県内で発生した廃棄物を適正に処理するために整備される産業廃棄物管理型最終処分場であり、ご質問の原発の放射能ガレキ類については、現在計画されております施設の設計自体でも見込んでいないし、受け入れる想定はしていないというようなことでございました。

災害復旧は重要な課題であります。仮にそうした話題が出てきた場合には、町としましては、しっかりと国や県の説明をお聞きした上で判断することとなるものと考えております。こういった場合でありまして、一番心配されるのは地元住民の方々でございますので、そういう地元住民のご意向等を大前提に判断していくことになるのではないかと考えております。

続きまして、4番目の質問の監視委員会の構成についてでございます。監視委員会は処分場の建設段階から監視できる体制を構築する方向で現在検討・協議をしているところでございます。構成につきましては、地元の方々を中心にしたものとなると考えておるところでございます。詳細につきましては、今後地元の方々も含めて協議をしていく予定でございます。

最後に、住民説明会はやっているのかというご質問でございます。昨年、9月頃の環境アセスメント準備書及び基本協定書の概要等に係る住民説明会以降は、地元区民を広く対象としたもの、説明会は開催されておられませんけれども、地元では苦渋の決断をして受け入れの方向を決定されていることは理解しているところでございます。また、地元から要望が来ております。地元の振興につながる取り組みについて、昨年末、町を通じて県に要望してほしいということで要望書が出されているところでございます。この振興策等につきましては、今までのような形で住民全体に対する説明会とか打ち合わせということになりますと、住民の方々の負担も大きくなるということで現在は、地元のご了解を得て、地元の代表者の方々を中心に地元の要望事項に関する協議などを県と一緒にやったり、あるいは町単独でも適宜意見交換あるいは現場に足を運びながら検討を進めている状況でございます。今後は代表者の方々との協議の結果や監視委員会、環境保全協定書の内容等を含めて、地元の意向を確認した上で、広く区民を対象とした住民説明会の開催も視野に入れた上で、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありませんか。

それでは再質問をお願いします。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今、臨採の、1番ですけど、臨採についての答弁で、介護にあたる人を介護何ですか。介護支援員ですか、が2人と看護師が1人と、合計3名ということでしたけど、これは継続性のない仕事になるわけですか。ずっとやってるわけですかね、ここがちょっと。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○ 福祉課長（坂井智徳君） 今、10番議員さんの非常勤職員ということで介護支援専門員2人、それから看護師1人ということで、非常勤ということで1年間の契約により事務を行っております。継続性ということで任期の採用ということではなく業務につきましては、ケアプラン、要支援1・2に該当される方のサービスを受けるための計画書の策定ということで、継続性はあるというふうに認識をいたしております。それから看護師につきましても、そういった対象の方に対しまして、健康指導、日ごろの日常的な体の調査というか指導、そういったものを行いますので、業務的には継続性のある業務をなさっておられるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） プライバシーの問題とか何とかがほかの部署よりも多くなると思うんだけど、その辺についての教育というか、その辺はどやんしてあつとだろか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） プライバシーの問題でございますけれども、10番議員さんがおっしゃいましたように、特に高齢者等につきまして、守秘義務ということで非常勤職員さんで採用それから日頃からそういったプライバシーについてはお話をさせていただいておりますけれども、公務員と同じような形で守秘義務はぜひ守っていただくというそれは基本的なことということで、非常勤職員のほうも認識をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そのくらいにして、2番目の人件費、事業費を含む予算上の措置でございすけれども、平成24年度のですね、介護保険予算における地域包括センター事業の収入の項目ですね、これはどこにあつて幾らになつとるかっていうのをちょっと示してください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 包括センターの収入につきましては、項目といたしまして介護保険の特別会計の諸収入ということで、款項目で申し上げますと、15款、簡単にちょっと申し上げます。特別会計で地域包括センターの中の諸収入、予防給付費収入ということで、要支援1・2の先ほどお話いたしましたけれども、対象者の計画を作成した分が介護予防サービスという収入で、予算額といたしまして一応24年度は774万4,000円という金額であったかと思ひます。このサービスの1件当たりの金額につきましては、初回、いいですか。はい。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今度は支出ですけどね、支出はどうなっておりますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 支出につきましては、特定高齢者の施策事業ということですべて特会のほうになっているわけですが、介護保険の特別会計の地域支援事業、その中の1の介

介護予防事業ということで高齢者施策事業費ということで83万8,000円を計上いたしているところです。それから同じく介護予防事業の中で、今度は一般高齢者施策事業ということで、予算額を1,623万2,000円計上をさせていただいたところです。

それから、同じく特定高齢者の施策事業ということで、地域支援事業の包括的支援事業、介護予防ケアマネジメント事業ということで330万円ほど計上いたしております。

それから、同じく包括的支援事業ということで、任意事業費ということで160万円程度の金額をお示しをいたしているところでございます。

それから地域包括支援センターの運営協議会という組織がございますので、そちらのほうにつきましては、一般会計のほうで地域包括センターの日常的な事務ということで50万円程度の予算を計上いたしているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） この予算書の中ですね、介護予防の4款の1目と2目、介護予防の特定高齢者の施策事業と一般高齢者の施策事業、これは地域包括でやってないんじゃないですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○ 福祉課長（坂井智徳君） 4款の今、ご指摘がありました介護予防の高齢者それから一般の事業が包括ではやっていないというようなご質問でありますので、介護予防のまず高齢者の特定につきましては、介護予防教室、筋トレとかそういった特定高齢者の方の事業でございます。それから一般については、介護予防の体力アップ教室等のすこやかスポーツクラブさんに委託しておる金額が主な事業ということで、まず申し上げますけれども、包括のほうが先ほど町長の答弁の中にもありましたように、3名体制で本来はやっていく予定でございました。しかし、昨年度まで2名体制、保健師と主任介護支援専門員2名体制で、もう1人3名体制ということでこの介護予防というのは保健予防等にも直接つながりまして、保健予防のほうの担当をしております保健師、こちらのほうで一応兼務という形で地域包括センターの業務をいたしていたという経緯はございます。それからこの中で、生活管理、ヘルパーの派遣等がございますけれども、こういった事業につきましてもやはりどうしても2人体制で業務に支障があり、住民の方になかなかサービス、対応が困難ということで、それにつきましても福祉課の介護保険係のほうで事務等については一部取り扱っております。

10番議員さんがおっしゃったように、地域包括センターでやってないということでご指摘でございますけれども、現実といたしましては、地域包括センターの業務を兼務という形で、一部を保健センターあるいは福祉課で事務を行っているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 何かようわからん、言いよるこつがいっちょんわからん。私の質問

はこの介護予防事業の中の1目と2目はですね、今まで地域包括支援センターでやってなかったでしょうってことですよ。だからすこやかスポーツクラブの体力アップの委託料ですとかね、こういうやつは全部保健センターがやっとするわけでしょ。だから保健センターがやっとする仕事を人間が足らんやったけん、こちらで応援しよつかいようなこつになると、それは実際おかしかつじゃなかですかね。だから、私はその答えになっとらんと思うんだけど。実際それが、そうであるならば組織上もね、そういう組織の中でやっとなりますというふうになるべきだと思うんだけど、それはなかわけでしょ。それを聞いとるわけですよ。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 現実といたしましては、見た目はもう保健センターのほうで職員がやっというように外部からは見られると思います。確かにおっしゃるとおりでございますけれども、一応町のほうといたしましては、あくまで地域包括センターの2名が主体となって、それを補佐する形で保健センター等が、保健師がそれに本来の業務とその包括の筋力とかそういう事業に携わっているというのが現状でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） どうもそれはわからん。意味がわからん。実際やっておる仕事はその仕事であるならば、応援もへったくれもなかやなかですか。そこでしよつとなら、その人にさせよつとなら、その仕事になるわけでしょ。だから、保健センターがやっとする仕事になるわけでしょ、それは。私はそう思うんだけど。まあ、それはそれでいいです。そうじゃなかって言うとならばってん、私はそら答えになっとらんと思うもんでですね。いいです。

それでですね、今の4款1目と4款2目、これも保健センターやっておるんだということですよ、なら。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩です。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番でしたので答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 10番議員さんがおっしゃるように、保健センターで事業については、23年度等につきましては行ってまいったところでございます。このことにつきまして、24年度につきましては、町長の答弁にもございましたように3名体制ということで、その事務の遂行に当たっては4月1日から急きょ職員採用ということで、10番議員さんがおっしゃるように24年度においては地域包括センターの事業として取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そんならですね、予算とか何とかはね、今度の補正予算の中にはそげんなつとらんわけよな、補正じゃなくて何て言うかな、当初予算、当初予算にそげんなつとらんことに対してはどげんかふうに解釈しますか。今からほんなら当初予算を組み替えて、業務内容も含めたところでやり替えるという理解でよかったですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 予算につきましては、特別会計ということでそのままの状況で執行はできるものと考えております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そしたら組織の問題ですね、後は。組織の問題は今やってある体制はですね、なら今の地域支援事業の介護予防事業ね、これは地域包括支援センターに動かしますということになるわけですね。それでいいんですね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 人員が配置されて、本来の事業ということで10番議員さんがおっしゃられるとおりに、そういった形で包括センターの事業ということで取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 納得しました。そげんやっていたらもう言うことはなかです。ただ、まあいいです。それから先は私がいらん心配やけんがこれはもうやめます。

それではこの人件費、それから予算の項目はこれでやめます。それで大分いろいろ今から言おうとしよったのが省略になりますけども、じゃあ次に移りますね。

3番目の地域包括支援センター運営協議会の構成メンバーと開催状況ですけども、これは年5回と先ほど言われましたですね。そして8月と3月と去年はやったと。年2回ですか、あっ、聞き間違い。それで決算と予算とあるけん、それは2回は最低せないかんとはってんですね、そのほかに大事な要件がいろいろあるんですよ。それでこの予算は先ほど言われましたように、一般会計の中に入つとるということでしたけど、一般会計それでよかったですか。一般会計の中に予算措置は入とつという。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） この運営協議会ということで開催につきましては、8月と3月の2回でございます。その中でこれに要します運営協議会関係等につきまして一般会計の地域包括支援センターの民生費、社会福祉費の地域包括支援センター費ということで予算額50万円ほどを計上いたしているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 質問の途中ですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 09 分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でしたので、これを続行します。10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 先ほどは、この支援センター運営協議会の費用は、一般会計の地域包括支援センターの中に 50 万円含まれているというところで納得しました。

次に、運営協議会の業務ですが、この中に年 2 回会議があつて、収支予算と、前年度の収支決算を初めとしてこの業務内容にはですね、要綱というのがありましてですね、作られておりますけど、その中にセンターの作成するケアプランにおいて特定の事業者の作成するサービスの偏りのチェック、あるいはサービス利用の不当誘因のチェック、誘因のいの字が私は原因の因じゃなくて引っ張るのほうだと思ふんだけど、ちょっとそういうふうに書いてあるんで誘因のチェックなど。利害関係に直結する重要な業務などが多岐にわたっておつてですね、実際問題として 10 名の委員でこなせるのかつていうのは私は疑問に思っております。また、発足して数年しか経っていない上に、最も重要であるべきはずの地域包括センターの事業内容の改善、そういったものについての情報が具体的に盛られていませんね、この要項の中には。そういったものがちょっと不満なんですけど、この点についてどんなふうを考えておられますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 運営協議会の構成につきましては、まず委嘱、今現在の委嘱期間ですが、23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までを任期ということで運営委員さんとしてお願いをしているところでございます。この構成メンバー 10 名でありますけれども、この構成メンバーが各重要な施設等の運営に関してそういった事業の取り組みの内容、予算等を検討することにつきまして、どうかということでございますけれども、一応町といたしましては、できるだけ事務局のほうから意見・問題点そういったものを集約いたしまして、この運営委員さんのほうに施策、方向性をできるだけお伺いして進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 10 名の委員の中に事務局が入ってるわけですね。そういった中で、これだけの十分な多くのやつがこなせるかなという疑問があるわけですが、そら、今そういう組織になって年 2 回しか開かれとらんという中で、こなせますと言うのであればそらこなせるんだろうけど、ちょっとその辺ももう少しやっぱ検討がほしいと思います。それはもう質問はそういうことで意見として私は思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。答えは要りません。

それからですね、第4番目、PDCAの問題ですけども、これについては庶務日誌とか出張日誌ですかね、それから運転日誌、文書管理規定によるものを課長決裁まででやっておると。重要なものは町長まで行きよるというようなことの返事だったと思いますけど、この辺についていわゆる運営委員会、運営協議会ですか、運営協議会の意見を聞くとかいうようなことにはなっていないわけですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 運営の方法につきましては協議会等のご意見を伺いますけれども、事務執行に当たりましての決裁における流れにつきましては、今おっしゃいましたように庶務日誌それから管内出張等については課長決裁まで、それからお金等それから出張命令、これは旅費を伴いますのでそういった金額的なもの、事業につきましてはすべて町長決裁ということで、お話をさせていただいたところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私の言ってるのはね、そういった事務处理的なもんじゃなくて、いわゆるこういった地域包括センターの根幹をなすようなね、問題点をメモとして残されておるとするならばですよ、それはやはり当該のセクションで、所で検討しておいた記録を残しとかんといかんわけですね。そういった記録は大事な記録なんで、それは運営協議会に回すべきじゃないかというような指摘を今、してるわけですけど、その辺について教えてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 当然、運営会議等で改善点そういった申し出があったということで会議をいたしましたならば、当然町のほうとしましては、事業に関することということで町長まで決済をいただいてそういった結果報告等については、当然運営協議会の中にご報告するっていうのは、町のほうとしてもやっているということでお答えをさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 運営協議会のメンバーの中に、町長・副町長その辺は入っておられませんよね。だから今のところ課長だけが入っておって、あとは実戦部隊としての包括センター、ほか看護師とか医師とかそういうところで構成されとると思うんですけど、どうもその辺で十分かなという感じがします。やっぱり事の重要性かれこれ考えた場合ですね、やっぱり予算面でこういう問題があったときはこのくらいの予算を少なくとも引き出しとかんならなというふうなことがあるとしますとですよ、仮に、そうするとやっぱりいわゆる職務執行者というか、町長のですね、意見も重要ですので、その辺も入っておいていただかんといかんのじゃないかと思います。これはもちろん、条例っていうか、要綱どっちだったか知らんけど、そういうことになってるんでそれはもうしょんなかですよとかいうふうなことになるのかどうか知らんですけど、その辺もまたね、検討していただかんといかんのじゃないかというふうに思います。それはもうそのくらいです。私これは要望事項ですので、そういうふうにメモして

おいていただきたいと思います。

その次に、国の官、民にわたる医療費の削減っていうのは自宅で介護し、死を迎えさせる施策と思うと、そういう高齢者対策を町としてどうしておるかという質問でしたけど、これについては具体的なこうやりますとかいうようなことは、どうも答弁の中に出てこなかったんですけど、そういったもんかなと私も実は思っております。それについてはあまり言及はしたくありませんですけど、これは余計なことかもしれませんけどですね、今、保健センターの看板はあるけど包括支援センターの看板はなかですね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい、ご指摘のとおり、今思いますと保健センターの看板はございます。包括センターの看板はなかったと記憶をいたしております。それにつきましては、やはり冒頭に10番議員さんがおっしゃいました非常にわかりづらい、住民に対して周知徹底を図るっていうのは当然行政の仕事ということで、十分にその辺は反省をさせていただきたいと思えます。また、地域包括センターということで、現実には高齢者の方が場所的にはという名前自体にしても、やはり役場の福祉課っていう形で認識をされてる方が多いということで、今後、看板の指摘ということでございましたように、町としても包括センターの住民への周知徹底を行っていききたいと思います。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ちょっと私が言わにゃんこつがちょっと飛び越しとったけんが、もういっちょちょっと、今のPDCAを回すとそれからそれ以外の高齢者の対策を町としてどうするかっていうようなことで、重要性についてね、ちょっと私、蛇足ながら申し上げたいと思いますけど。

地域包括支援センターの事業にはですね、私も勉強したんですけど、国からの予算措置はありませんね。ないんですよ。それでただ、通達のみでセンターができたっていう中で、国が知恵は貸すけれども金は出さないというような国の方向性の中で、高齢者の介護予防に注力してやってきたっていうのは町のスタイルです。非常にそういう意味では仕事のSOPもよくはつきりしていない中で、お世辞は私はあんまり言いませんけども、町も大変だと思います。大変だと思うんですけど、そうした中で特に最近はですね、社会問題となっておる認知症、それから生きる希望をなくした自殺者あるいは孤独死、そういったものが増加していく中でですね、包括支援センターっていう役割はますます多様性を持ってきております。そうした中でですね、保健センター業務と包括支援センター業務のウエイトのかけ方がですね、バランスが取れてるんだろうかと。今、保健センターと包括支援センターの人件費と職員の比率はどんぐらいの割合になっとりますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今人員配置は、包括のほうが3名、保健センターのほうが6名だった

と思います。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 6 名に保健センターのほうがたしか、臨採ちゅうといかん、何て言うのか知らんけど、は 1 人ですかね。予算でそうなるみたい。それと包括支援が今 3 名ですかね、そうすると合計すると 6 名と 7 名ちゅうスタイルですかね、臨採を入れると。そういうスタイルだと思うんですけど、それで両事業のですね、職務分析というのをされたことはありますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 人員配置ということで、職務分析というふうに、事務分担というのは行いますけれども、職務分担ということでその量的なものについては各係、係がおりますけれども、主査・副査っていうような形でお互いに協力をして事務を遂行するというような形で実施をいたしております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 仕事が縦割じゃなくて横割になるっていうのはそれは将来の傾向としては結構なことかもしれないけど、やっぱりある程度この仕事で人間がどのくらいついて、どのくらい必要かっていうことぐらいはですね、担当課長としてですね、理解してもらったほうがいいかと思うんですよね。そういうことによって初めて仕事のウエイトっていうのが、どの辺ぐらいにあるかっていうのがわかると思いますので、今後ですね、その辺はよく留意していただきたいというように思います。

それで、その次にですね、総合相談・支援・権利擁護事業・包括的・継続的ケア体制の構築など行うに当たってのネットワーク構築はできておるか。ネットワーク構築はできてないというようなことははっきり言われたと思うんですけど、これですね、介護保険の第 5 期の介護保険計画の中の 40 ページにですね、ネットワーク構築をするっていうようなことが書いてあるんですよね。総合相談・支援・権利擁護事業、この中に載っておりますんでですね、やっておらんっていうようなことはちょっと言い過ぎじゃないかなというふうに思いますが、それについてはちょっと後で調べるなり何なりしてください。私は載つとると思うんでですね、やつとらんということはちょっと当たらんと思うんで、その辺については。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 先ほどネットワークの構築はできてないということでご答弁をさせていただいたところでございますけれども、そのやっていないっていうのは実施要綱とか設置要綱とかそういった規則等での組織化には至ってないということで、現場におけるネットワークの構築といいますのは各事業所さん、それから社会福祉協議会そういった関係課との連携っていうのは対応する組織づくりについては、もう現場同士がやっているっていうことで、あくまで規則等、条例等に基づいた組織化はしていないということでお答えをさせていただいたとこ

ろです。現場としては連携を取って実働をいたしております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） あとは6番目の総合相談・権利事業・包括的・継続的ケア体制の構築云々ということに入ってまいります。

先日、上長田地区で地域包括支援センターについての説明会がありました。地域包括センターと社会福祉協議会がそこに来て、説明をしておられました。そこでは介護予防の観点というよりも、生活福祉面から見た認知症の問題、金銭の判断がつかなくなった方の成年後見人制度の問題など、ビデオでの説明もあったわけでございますけど、皆さん興味深く見ておられました。約30人近くぐらいだったかと思えますけどもね、見ておられました。私も知らない、今すぐにでも役に立つようなことが出てまいりまして、有意義だったと思っておるわけでございますけども、こういった説明会、いわゆる出前講座というものに属すると思えますけど、こういう出張講座、今までどのくらいやっておられますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 出張講座ということで、回数の数字っていうのはちょっと把握はしていない現状でございます。しかし、そういった出前出張ということで先ほど上長田南地区で住民全体を対象とした説明会を開催するというので、区長さんのほうからお話しがあったところでございます。こういう説明会を地元でしていただくと、やはり介護等につきまして福祉につきましては特に地域で支えていただくのがやはり一番の事業の遂行ということで、包括のほうから職員が出向きまして、お話をさせていただいたところです。これに伴いまして、各予防教室とか民生委員さんの定例会、それから福祉員さんとかそういったいろんな研修があるときには、できるだけ保健センター共々出向きましてお話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今までの例だとですね、私チラシを配ってあるからそれで十分だというようなイメージが非常に強いです。役場全体の流れとしましてですね。そうじゃなくてやっぱりチラシだけでなくてチラシをもとにして説明会を開くというのができればですね、そういうふうにしていただけたらと思います。特に地域包括支援センターの場合はですね、いろいろ社協その他からですね、上がって来ておる名簿あるいは事例を通してですね、この方たちの日常生活実態がどうなっておるか、と、足で稼ぐことも必要だと思うわけですね。そういうチラシは必要ではありますけども、同時に住民の困っている事例があれば、類似事例をもとにしてですね、住民に知らしめる、足を運んで知らせる、そういった努力も本当の意味での地域包括支援のセンターだと、役割を果たすと思うんです。社会福祉協議会とか民生委員、福祉員と一緒にですね、行政の窓口として出向いて、解決の糸口を一緒に考えてやるという実践活動も重要じゃないかと思うんですね。そしてですね、住民の多くの方々はです

ね、このビデオを見ておられたところでじわっと横で観察をしておりましたけど、多くの人がですね、ほとんど知らないですね、こういった機関があるということも知らない。ましてや今抱えておる自分自身の問題っていうのは「もうどげんもならんとばい」というようなことであきらめに近い形で思っている人も多いと思うんです。自分から関係機関に出向くことはできないで鬱屈した気持ちでおられると思うんですけども、福祉課長、そん点についてはですね、十分町として「その辺はやっとるばい」というようなことをお考えなのか、「やっぱ足らん」と、「もうちょっと頑張ります」ということになるのか。その辺をちょっと示してください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 10番議員さんの包括センターについてのご紹介ということでご質問だと思います。やはり知らない方っていうのが多いということで私も耳にいたしております。少なからずも十分にやっていますとはなかなかご存じがないっていうことが多いっていうことで、それには結果論として、十分にやってはいますけれども、まだ取り組みが足りないということで認識をいたしております。今後、出向かれない方については今現在も訪問等でご相談等の業務を行っております。先ほどからお話をいたしましたけれども、職員についても1名専門職が配属されましたことから、今後十分に期待に応えられるような形で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 時間も迫ってまいりましたんで、介護保険、地域包括支援センターの件についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、介護保険の問題がその次にあるんですけども、介護保険は、私は予備費と基金の考え方を問うと言っておりますけども、これは4期では2,000万円を基金取り崩して、5期では3,000万円を取り崩しておるということですね。基金の残高は多分あんまりない状態になって、それがその基金が次の期の料金決定の金額に寄与しとるというふうになるわけですけども、「基金ば使わんでもう少し何かよか知恵のなかかい」というようなことで、私もずっと今までも考えてきとったけどあんまりよか知恵も浮かばんごたるけんで、これについてはまたその次の機会に譲りたいと思います。

次に、人口増政策の実現についてということで、町長から先ほどちょっと分譲住宅についての計画があるやなしやということでちょっとお話しが出ておりますんで、それについてちょっと質問をしたいと思いますが。これは住宅新築とか土地開発基金とかいうような運用について、12月議会でちょっと触れたと思いますけども、その後この分譲住宅の計画が出てきたっていうことはその後検討がされたということで、そういうふうに理解してよろしいんでしょうかね。もう少し、より具体的な町長が言われたのとほかにももう少し具体的な項目がありましたら、ちょっと指摘をしていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 分譲住宅の検討につきましては、町長の答弁にありましてとおり、町営住宅であるとか定住促進住宅、あるいは民間のアパート等がですね、かなりもう空きが少なくなつたということで、どうしてもやはりこういった定住を図るためには、新しい住宅用地の開発が必要だろうということで検討は続けておりました。これにつきましては、住まいづくり推進協議会の中でもいろんな検討してるわけですが、町の担当課としましてですね、ぜひそういった今までの２３年度からスタートした「住んでよかったプロジェクト」に続くようなですね、そういった事業をとということで、現在用地についてもですね、いろんな町有地も含めて検討しておりまして、できればですね、早い段階でそういった用地の策定をして用地交渉に入ってますね、これから実施計画あたりも含めて、民間の方にも相談しながらですね、そういう予算も含めてですけども、早急に検討していきたいということで進めているところでございます。

○議長（本田眞二君） １０番議員。

○１０番議員（唐杉純夫君） 参考までですけど、今の現在でわかるところで結構ですが、面積的にはですね、どのくらいの規模のものを今検討中でしょうか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 面積ということですけども、町有地だけではですね、どうしても少ない区画になってしまうということもありますので、できれば町有地も含めて民有地も購入してですね、やりたいということで考えておりまして、１区画が大体８０坪、９０坪ということになるとですね、やはり十四、五区画とかそういったものになればですね、やっぱり５,０００平米程度は必要になりますんで、最低でもですね、５,０００平米程度はですね、確保してそういった事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） １０番議員。

○１０番議員（唐杉純夫君） 私がちょっと総務課長に答弁をもらった時は、大体１００、２００、５００とかそういった規模のものを考えておったわけですけども、そこまではまだ至ってないということですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） できればですね、１００区画とかそういった大きい区画ができれば理想だと思いますけれども、本町ではですね、そういったこれまで住宅の分譲という行政が主体となってやった事業がありませんので、まずはモデル事業にもなるような事業で進めたいと。そして民間でもですね、いろいろそういった事業を検討されるところでございます、民間の事業につきましてもですね、町が支援すべきところは支援を進めていくということで、そういうことで連携を深めていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） １０番議員。

○１０番議員（唐杉純夫君） 今までも新築住宅の補助金とかそれから改修のときの補助金とか、

そういうような制度ができておりますけどですね、それをもう少し一発ドンとかませるようなやつですね、ワアーっというような南関町やるばいというようなのをですね、お考えいただきたいというふうに思っております。一応この人口増政策の実現というところは、このくらいで終わります。

産廃処分場の安全ということに入りますが、今さっき菅原審議員のほうから十勝だとか、青森の木造と、これはもう（チサク）ですよ、（チサ）です。これはずっと前からもう10年ぐらい前からこれはあつとです。長崎の東彼は3本あると、柱がですね。そういったところで実績としてはそれなりの支柱がある実績はそこそこあるということですけども、いずれも一廃だということで、産廃じゃないんですよ。そういったところがちょっと気になります。それで安全性ですけど、遮水工の実績というものもそれに絡んでくるわけですけども、実績があるということじゃないですよ、これはね。私はそう思います。実績があるっていうことは安全まで含めたところで、未来永劫にわたって安全だっていうような補償ができて初めて実績があるとなるわけで、そういうのは実績と言わんとやなかですかね。私はそげん思います。やっぱり実績があるということになると、もう少し現実味を帯びて、安全面もかなりの面でクリアしたっていうことになれば言えないと思いますので、私はそう思っております。依然としてこの遮水工の実績はないと思っております。私はですね。あるわけがない、これは。私はそういうふうに思っております。それからこれは審議員、もう答えは要らんけん。

それから処分場内の地下水ですけども、これは面状の回収装置をつくる云々ということにしましてもですね、遮水コンクリートの底面が渇水期は下だとか、それから放水期は上にあるんだけど、その上に来た部分はポンプでくみ出して下の位置まで下げるんだというようなことですけども、上か下かっていう質問に対してね、上もあるということでもいいわけですか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 申しわけありません。私もちょっと専門的なのはわかりませんけれども、今現在、何も施工してない状況で、評価書あたりで調査されておる段階では、平均的な水位とかやはり降水期にはくぼ地の法面部分ぐらいの高さに水の位置が来てると。ただ渇水期につきましては、底面、今の底の部分よりずっと下の位置に来るということで、ですから施設の遮水工あたりに支障を与えないようにするために、工事をコンクリートあたりをして地下水の集排水設備を設置してしまえば、それより上に上がっていくことはないというような説明をお聞きしておりますので、私も実際に水を集めてしまっ、そこで出してしまえばそれ以上、上がっていかないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） コンクリートっちゅうのは万能ですかね。コンクリートっちゅうのはすべての装置を遮水して、そしてもう十分すぎるくらいの能力を持つとるというように理解してるわけですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） コンクリートが万全だとは思いません。思いませんというか、こういった言い方がいいのかわかりませんが、やはりすべてにおいて万全というかやはり何かの災害なり何なり、コンクリートも絶対にひびが入ったりとかそういったことがないということは言い切れないと思いますので、万全とは言えないかもしれませんが、やはりそのために遮水シートがあって、ベントナイトあたりの土嚢を敷く、あるいはシートの上に保護土を置くとかそういった形で万全の、万全のといえますか、安全を担保していくということで理解しております。

○議長（本田眞二君） 質問者に申し上げます。残り時間考慮してください。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） あとちょっと聞きよりまして気になりましたのは、2番の監視委員会の構成でございますけども、これはいずれにしても地元を中心になるというように審議員言われましたけど、地元中心になるというふうなことにはあそこの中にはそういうふうには載ってなかったですね。そうでしょ。だからそれは一応構成メンバーとしては公社とそれから県とそれから行政と、ということで地元っちゅうのは載ってなかったんですね。だからそれは地元っていうことになったんですかね。それもあつたんですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 今言われてるのは基本協定書とかその辺の中身のことかと思えますけれども、まだその後、具体的にメンバーをどうするという協議はしておりません。ただ、やはり一番施設ができて心配される、あるいは安全に対して不安を持たれるのは地元住民の方ではないかということで、一応県のほうと話しをしている中、あるいは最近地域振興策関係で地元のほうに出向いて役員の方とお話しする中では、県のほうからも地元の方を中心に入っていて、監視委員会をつくっていきたいという意思表示をされているところでございます。ただ、その辺を具体的な文章で表示したとか、もう決定したとかいうところまではまだいってない状況でございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、わかりました。もう少しそれは審議員、はっきりしたところでね、今この答弁では県の話によるとというようなことでございますけど、やっぱり町の主体としてですね、主体性を持って皆さんに答えられるようなですね、そういう説明をしていただきたいと思います。もちろん県の言うことによりればということもあるでしょうけど、やっぱり我々は南関町で生活しておりますから、南関町で生活している人がですね、どういうふう考えてるかっちゅうのがまず一番大事だと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

私これでいいです。もう終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

続いて6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） こんにちは。6番の島崎です。一般質問をいたします。

今回は、5つ用意をしております。1つが消防広域化ということです。この消防広域化につきましては、新聞紙上また説明も受けましたけれども、平成18年消防組織法の一部改正があって、消防の広域化の話がスタートしております。それから平成20年に県の消防広域化の推進計画ができたということで、県内を4ブロックにするという話でございました。将来的には一本化という話です。それでこの有明地域においてもお話しがスタートしたということで聞いております。

第1回目の会議は、ちょうど1年前7月でございしますが、平成23年の7月に第1回の広域化の会議があったということでございます。国・県が示されてるメリットというのを見ますと、①として1番目には住民サービスの向上、2番目としては人員配置の効率化と充実、3番目としては消防体制の基盤強化ということで言われているようでございます。

しかしながら、現場の職員さんはじめ、いろいろの疑問の声、不安の声があるように思います。そのようなことで今回の質問に至るわけです。①として城北ブロックは、有明広域、山鹿植木広域、阿蘇広域で統合を目指していますけれども、実現しましても飛び地、菊池ですね、これが飛び地になって地域の消防力の強化、目的である地域の消防力の強化に疑問の声が聞かれる。統合協議が進む中で町の今後の姿勢を尋ねたいと思います。

第1回目の会議が去年の7月にあつとる、それから1回、2回、3回、4回の会議があつて今度6月28日に、第5回の会議ですかね、あるように聞いております。この会議のときに一番大きな山場といえます費用負担、お金の負担割合のことが出てくるということで、最大の山場といえるんじゃないかと思います。そのようなことでお尋ねをいたします。

次に、第一保育園の存続ということです。この存続につきましては、最初に私が質問しましたのが平成22年6月。これは直接の質問じゃなかったですが、通園補助のことで関連質問をしております。それからこれもまたちょうど1年前ですが、23年の6月に質問しております。その時に町長のほうから平成25年3月までで廃止をする、4月からはこどもの丘統合していくんだということが表明されています。そのようなことで保護者の方からも1,700の署名が出たということでございますが、現在、まちづくり推進が進んでおります。今、まちづくり課長からありましたが、分譲住宅のことも出ております。子どもの数が増えておるという状況、計画ができたときからですね、ちょっと変わってるかなと、社会情勢変わっているかなということで計画の見直しということでお尋ねしていきます。

保育園のですね、大規模化ということについてやはり保護者の方からの不安の声が聞かれます。それで今回の質問に至るわけですが、町保育園の25年度統合一園化撤回を求める1,700人を超える署名が町に提出されております。出生数が増加するなど、統合計画が策定された当時と現在では町を取り巻く環境に変化があるようでございます。

そこで5年ほど公立・民間2園体制での保育園存続を考えてよいのではないかとということで再考の有無をお尋ねしたいと思います。

こどもの丘保育園の定員は最大の最大ですが、260と聞いております。第一保育園とこどもの丘、統合ということになりますと、この最大の最大の定員であるところの260に限りなく近づくということで不安の声が聞かれます。一つ一つお答えをいただきたいと思います。

次に、3番目でございます。子ども医療費助成制度の充実ということです。これも以前、お尋ねをしました。この子ども医療費助成につきましては、ご存じと思いますが、歯科、歯ですね、子どもたちが病院に行ったときに、お父さんお母さん連れて行かれたときに、窓口で現金を払わないでいいということでございました。これが6月からスタートしております。県内ではそれ以前からだったんですが、大牟田市、みやま市でも窓口払いをせずに、窓口いわゆる無償化で診察を終えることができるということでございます。この6月1日からの窓口無償化については、本当に関係の方々、町長を初め、保健センターの皆さん方ご努力されたと聞いております。敬意を表したいと思います。町長も直々に医師会また薬剤・歯科医師会出られたと聞いております。そのようなことで、こういった県境を越えた取り組みというのは大変すばらしいと思います。残るところはですね、薬剤、薬のほうです。病院・医院・歯科は窓口でお金を払わないでいいと、大牟田・みやまですね、いらなくなった。もう1つが残っているのが、薬、調剤ですね、調剤のことです。この調剤だけ残る給付の実現をお尋ねしたいと思います。

次に、協働のまちづくりでございます。懇談会の開催ということで、年内に開かれる予定というふうに当初ちょっと聞いております。この開催の方法、また内容等、現段階でどういう話が出ておるか、される予定かお尋ねをしたいと思います。この懇談会につきましても、住民と行政が1つでも多くのですね、キャッチボールができればな、充実したものになるんじゃないかなというふうに思います。

それから最後でございますが、県知事の出前ゼミでございます。町内での開催要請のお考えはないかということでお尋ねしたいと思います。教育長のほうからお尋ねしたんですが、毎年県のほうに県知事の出前ゼミをしてくださいという要請書ですかね、文書的なものは出されているということでございますが、玉名郡でも去年は和水町であったと、その前は玉東町であったということで聞いております。ですから玉名郡でずっと重なってしまうといけませんから、県の教育委員会教育施策課のほうも全体のバランスを考えて開催地を決められているんだろうと思いますけども、南関町もぜひ直接に県知事さんのお話を聞く、子どもたちに聞かせる機会、とても大事だと思いますので、この開催の要請、ぜひ実現していただきたいという思いからお尋ねをいたします。

以上、今回5つでございますが、執行部におかれましては簡潔、前向きな答弁をいただきますようお願い申し上げまして、後の質問につきましては自席で進めていきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁の番ですが、ここで1時まで昼食休憩をしま

す。

-----○-----
休憩 午前 11 時 56 分
再開 午後 1 時 00 分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番議員の質問に対する答弁の番でしたので、これを求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました 6 番、島崎議員の消防広域化の質問にお答えいたします。

城北ブロック広域化協議会は、関係市町村の市町村長、市町村議会の議長及び各広域行政組合議会の議長を協議会の委員として、平成 23 年 7 月 14 日に設立総会を開催されました。これまで 4 回の協議会を開催し、広域化期日を平成 25 年 3 月 31 日とすることや、消防本部を山鹿植木消防本部に置くことなど、協議項目 30 項目のうち 15 項目を決定したところでございます。今後の協議会は、経費負担の方法や広域化後の定員配置などを協議していきますが、城北ブロックでは菊池広域が加盟していないために、飛び地が生じるため消防力の低下や住民サービスの低下が危惧されますので、協議会の中で慎重に議論していきたいと思っております。

次に、第一保育園の存続の質問にお答えいたします。3 月議会におきましても、平成 25 年 4 月から申し上げたところでございます。ご承知のとおり、民営化検討委員会や保護者の代表者を含めた第三者委員会などでこれまで協議がなされ、計画されたものであり、5 年間をめどとした来年度統合することで決めていく所存でございます。

次に、子ども医療費補助制度の現物給付のご質問でございます。調剤関係の薬剤師会につきましては、協議を終え、本年 7 月から実施することとしております。

次に、住民懇談会の開催の質問にお答えいたします。本年度予定している住民懇談会は 10 月下旬ごろ開催したいと考えております。会場は校区ごとに 4 会場で開催し、内容につきましては今後検討していきたいと考えております。

県知事の出前講座の質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしましてその後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。6 番島崎議員の 5 番目のですね、県知事の出前ゼミについて答えさせていただきます。

蒲島県知事は 1 期目の当選後にですね、県の総合計画とあわせて教育問題に関しては「夢の架け橋プラン」というものを出されました。その中で任期中に県内の学校へ出かけて、生徒の夢の実現の手助けをしたいということで出前ゼミを企画されて、県内各地で既に実現がしてい

るところでございます。

教育長としてもですね、県知事のこれまでの経歴については講演を聞いたりして承知しておりましたし、ぜひ子どもの夢の挑戦のために、ゼミを依頼したいと昨年度そして今年度、県のほうからの問い合わせがありましたので、それに対する答えということで、ぜひお願いしたいということで要請をしているところです。

先だって、県の教育庁の教育政策局というところがありますけど、問い合わせしてみましたところですね、南関中を対象に講演を希望してるわけですけど、要請は受け付けておりますので計画にはきちんと載っておりますと。ただ、忙しい知事の身の上ですので、今後のスケジュールの空きを見ながらですね、実施となっていくますのでどうか連絡をお待ちいただくようにという返事でした。それが今年度中に実現するか来年度になるかはまだはっきりしていません。

以上でございます。この後の質問については自席にてお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありませんか。なければ再質問どうぞ。はい、6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。町長、教育長ありがとうございます。

まず順番に1つずついきたいと思います。時間的に恐らく消防と保育園のほうがかかると思っています。消防につきましてです。今、町長のほうから平成23年7月14日に第1回の広域の会議があったということで、25年3月31日には発足を目指すということがお話ありましたが、それで協議項目ですね、これが29項目ですかね、あるかなと思います。そのうち現在、15項目が決まったということでございましたけども、これから大きな検討が議論がなされる、大きなものが残ってるという気がします。費用負担のこと、それから人員配置のことです。

まず、この費用負担のことで総務課長のほうにお尋ねしたいと思いますが、現在、幾つかの費用負担の割合というのが出てきているようにも聞きますので、今度28日にある費用負担のこと、どのような数字が出てきておるのかお示しをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） お尋ねの経費の負担方法につきましては、城北ブロック消防協議会のほうではですね、現在6案を示しております。幹事会の中で6案を示しておりますので、この6案が協議会の中で審議されるということになります。内容を説明します。

まず、1番目の案としてですね、基準財政需要額割、いわゆる消防に係る基準財政需要額でいこうというのが1案です。それから第2案が、基準財政需要額割が90%、後の10%が均等割。それから案3がですね、基準財政需要額割70%、職員数割が30%。それから案4というのが示されております。これがですね、ちょっと今言っておりました案1から案3までのですね、有明広域事務組合にとって、今私が言いました案3までがどれだけの経費負担になっ

てくるのかと。いわゆる単独でいった場合と広域でいった場合の比較が示されておりますのでこれもちょうと報告しておきます。いわゆる案1、基準財政需要額割を100%でしていった場合についてはですね、有明広域消防ではですね、10億1,270万7,000円が負担増になると。10年間でですね。それから案2、基準財政需要額割90%、均等割10%でいった場合に10年後の単独の場合と広域化の場合の差額、6億8,383万1,000円が増額になると。それから案3、基準財政需要額割70%、職員数割30%でいきました場合、7億8,683万4,000円が増額になるということが案1、2、3でございます。

次に、先ほど言いませんでしたけど案4です。案4はですね、目的別に経費の分担を決めております。共通経費、通信施設費、消防署所費ということで、負担をですね、それぞれ目的に出してると。具体的に言いますと、消防本部それから指令センターについてはですね、基準財政需要額で案分すると、そして本部庁舎並びにセンター諸所の公債費と旧消防本部割の3分の1ずつで案分していこうと、ちょっとややこしくなっております。それから通信施設は通信施設の整備費で案分していこうと、3つ目が消防のそれぞれの分署がありますし本部があります。それについてはですね、それぞれの現在の消防本部の中でそれぞれの加盟の市町村が負担していこうというのが案4でございます。ちょっと言葉で説明しにくいんですけど、そういうような状況です。

それから案5というのがですね、案4に対しての職員数割を加味していこうと。いわゆる有明消防本部の職員、それから山鹿消防本部の職員、それから阿蘇広域の職員の、職員数を要するに加味していこうというような部分の計算の方法で。

それから案6というのがですね、これ案4と似てるんですけど、そこに職員の給与費を除いていこうと、案4から職員の給与費を除いていこうというような考え方を示しております。これでいきますと、ちょっと説明、口頭でなかなか難しかったんですけどそういうふうな計算方法を事務局が考えて提示するということです。

これに伴って、案2から案6、案4から案6に対する10年間の財政でいきますと、シュミレーションでいきますと、案4の場合、共通経費、通信施設費、消防署所費等の目的でいきますと、5億8,869万8,000円が減額すると。それから案5でいきますと、7億1,839万円が減額になります。案6でいきますと、7億868万円が減額するということの、現在6月28日の広域化協議会の中で今言いました案の1から6までを提案するというふうに事務局は考えております。

それから、全体的に広域化の最大のメリットである財源の削減ですけど、10年間でどれだけ削減できるかということを報告しますと、25億7,400万円が10年間に広域化することによって削減効果があるというようなことでございます。ちなみに、広域化しなかった場合は526億5,300万円かかると。広域化した場合については500億7,900万円になると、その差が25億7,400万円と、事務局の説明ではそういうふうに財政シュミレーションをし

ているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 丁寧にあつたありがとうございました。よくわかりました。

お尋ねですけれども、お金だけの負担だけの問題ではない広域化ですね、向かうのではないというふうに思います。

そのようなところでお尋ねですが、まず費用のことが出ましたので、費用のお尋ねですが、有明広域としては今度の 28 日においてはどの案を薦める、手を挙げられるつもりなのか、段取り等はできとりますでしょうか、まだその辺は決まっていますか。お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 有明広域としての意思の統一はまだなされておりません。ただ、基本的には広域化するメリットっていうのは、これからの財政率を少なくしていこうという考え方の中で、多分案 4 から案 6 の間になってくるんじゃないかなと思います。ただ、これがすんなり決まっていくのかという問題は協議会の中で論議される。案 1 から案 6 までのどれを、どこでも財政負担が増えないほうが一番ベターな考え方を示してくるだろうし、ただ、先ほど島崎議員も言われたとおり、経費だけで考えていいのかという部分もそれぞれの有明広域の首長さんたち、それぞれの議長さん方たちも考えていらっしゃる分もあるだろうと思います。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） そのとおりだと思います。それで今、メリットですね、とか話がありましたけれども、この広域化のメリット・デメリットを町としてはちょっと重なる部分もありますけれども、経費以外で具体的にどのように考えられてとらえられておるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 広域化のメリットで考えるのは当然、お金の面がまず 1 点、経費の削減が 1 点だろうと思います。それと、通常広域化して何が、ほかの面を言いますと、いわゆる本部機能が 3 消防本部が機能の集約をして、今それぞれの本部でやっていた部分が 1 つの消防本部でできる。指令センターも同じような考え方ができます。そうすると、本部なり指令センターに行く人員が少なくなってきました。それぞれのもちよって少なくなってきましたので、その反面現場に行く署員の方がですね、幅広く活動できると。消防本部に携わった人間が広域に少なくなつて、その他の人間が現場に携わっていく。これが結局消防力の強化に当たるんじゃないだろうかとというふうに判断をしております。

マイナスの面をいきますと、器が広がってきますので、今まで 2 市 4 町の中の理事会の中で消防の決定をしていたということが、今度は 13 市町になってきますので、それぞれの町の考え方が意見反映が十分できなくなってくるんじゃないかなという部分と、やはり常備消防と非常備消防、非常備消防と言ったら消防団のことですけど、こことも連携がうまくいくの

かなという部分がございます。

それと消防の広域化については市町村合併と大きな違いがあります。市町村合併については本署を1つのところに持ってきますけど、消防の広域化の場合については、例えば南関分署をなくすと、その分署の統廃合というとは考えておりません。あくまでも分署機能はそのまま存続という考えの中で今、進めておりますので市町村合併とちょっと違った部分がそれぞれの地域における消防の分署はそのまま残しながら、本部機能を集約して経費を落として、現場に行く署員の方を増えること、ちょっと重複しましたけど。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） それでは平成18年からですね、国の消防の法律が改正されてこの話が県の計画作成になって、23年に第1回の会議があったという流れであるわけですけど、どうも速いなと、スピードが速いなという気も持ちます。それで国が進めてるわけですけども、何かペナルティ、この広域化をしなかった場合のペナルティというのは何かあるんでしょうか。その辺はお尋ねされていますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ありません。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。それではあくまでも、構成市町、市・町・村の判断ということになります。最終的には議会のほうで同文議決というのが出されてから広域化というのが始まるというふうに聞いておりますが、総務課長にお尋ねですが、いつごろこの議会のほうに南関町ですね、恐らく有明そろって議決をされると思いますけども、いつごろの予定になりますか。スケジュール的にもこうですね、3月31日となりますと、12月か9月かと。まずちょっと確認をさせてください。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 現在の協議項目30項目です。30項目のうち15項目が既に決定しているということです。今後、経費の負担方法とか職員の配置問題、一番難しいテーマが出てきます。多分これからいきますとですね、9月の定例議会には間に合わないだろうと。もし提案することになれば12月の議会が流れとしてはそうなるんじゃないだろうかと、今のところ予測してます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。そのときには町長も議会のほうが判断をせないかんといいわけですね。わかりました。ちょっと整理をします。

国とかですね、県が示すメリット、先ほど冒頭言いましたけれども、まず1点目として住民サービスの向上ということです。地域の消防力を強化するということだろうと思いますが、それから課長からもありましたけども、人員配置の効率化・充実ということで本部機能がですね、

本部のほうになるということでございます。それから3番目として消防体制の基盤強化ということでございました。

ただ、現場からですね、いろいろデメリットの話も聞きます。1つ目としてはですね、119番の通報とかの場所特定が容易でなくて、その特定に時間がかかってしまうという心配。また、今課長からもありましたけども、市町村の消防団員の方との非常備消防の方との連携希薄になるんじゃないかという心配。それから、各消防本部の人員配置によっては住民サービスの低下になる、このような声も聞かれるわけでございます。

それでお尋ねでございますが、私今とても有明広域消防っていうのはいい形で動いていると思います。もちろん、人がもっとおられたほうがいいし、設備も充実したほうがいい、老朽化もしておる、そういう部分もありますけども、まずもって有明消防のそういう力を、不足したところを補うことが最重要の課題じゃないかなという気がいたします。安易に、安易にじゃないですけども、広域化ポンとしてしまうならば、各設備が整うよと、消防力の向上になるよという考えはちょっと拙速すぎるんじゃないかなという気は私は持っております。

そこで、いろいろ声を聞くわけですが、熊日新聞です。まず5月17日、今年でございますが、「平成の合併の教訓生かせ」ということで記事がありました。ずっとありますので読みませんが、最後のところだけです。「住民への周知も十分とは言えない。消防には住民の生命と財産を守るという重要な役割がある。消防広域化によって住民が不安を抱くようなことがあってはならない。真の消防力強化につながるよう県や市町村は議論をつくし、知恵を絞ってほしい」というふうに書いてあります。これが1つです。

それからまた、1週間ちょっとですかね、10日ぐらいで熊日新聞にまた載っております。これは射程細かい記事のほうなんですけど、「消防広域化のほころび」ということで書いてありました。ずっとありますので最後だけ読みます。県計画は来年3月までの広域化を目標とするため、3ブロックとも9月か12月の議会で議決を得る段取り。有明においては12月ごろだなどということでしたけども、広域化後も住民の生命と財産を守るという消防の役割を十分果たしていけるのか、という疑問ですね。立ち止まって議論する時期ではないかというふうに清田さんという記者の方ですが、5月30日の記事で書いてありました。こういうふうに熊日新聞はですね、ほぼ同じような取り組みについて2回も大きく取り上げてるっていうのは大きなことではないかなという気がしております。

そこでですね、思いますのが、この熊日新聞にも書いてありましたけども、言葉は適切じゃないですけども、城北ブロックのある消防署員は、括弧書きですね、「広域化推進派は金、財政負担の話ばかり」と現場不在で進む統合協議への不満を口にしているということでもあります。それから私が書いておりますように、この署員の方、飛び地とともにデメリット、飛び地もデメリットであるというようなことで書いてあります。こういう不安がある声が出ているわけですけども、町としてはこういう不安がない、有明広域にとって今回の広域化がメリットがある、

断言ができるかどうか、いかがでしょうか。これは町長になりますか、課長になりますか。どちらかわかりませんが、大丈夫ですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） メリットってということは断言はできませんけれどもですね、そういうことを今後検討していかなければならないと私は思っています。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 調べてみますと、有明広域の人とお金がどうも阿蘇のほうに、また山鹿植木のほうに出ていくということが心配されるわけです。

そしてもう 1 つ、数字を上げたいと思います。消防のですね、充足率という言葉があるようでございます。私も今回初めて知ったんですが、充足率。私が持っておるデータによりますと、この車、車両に対する充足率というのがあるそうで、有明消防本部のその充足率が 69 %、山鹿消防本部が 49 %、阿蘇のほうに 46 %ということです。つまり、69 と 49 と 46 です。有明のほうがこの車両だけでも、充足率は高いというのわかります。つまり、合併して一緒になったら、車だけでも、あちらのほうにカバーしなきゃならない、こちらの有明のほうは手薄になってしまうということが危惧されるというデータじゃなかろうかなというふうに思います。

この辺をお尋ねしてよろしいでしょうか。こういうことも数字として上がってるんですが、これまでの協議の中でこういうことは出ておりますか、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今まで充足率につきましてはですね、出ておりません。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。いろんな議論をしてデータを出して、特にこういう関係にはメリットだけではなくて、悪いところデメリットのところをしっかりとテーブルに上げていただいて議論すべきだろうと思います。そして同時に住民の方々、消防現場の方々いろんな声に耳を傾けていただきたいなというふうに思います。

私は先ほども申しましたけれども、まずもって有明消防本部の、今いい形で進んでると思います。その不足したところにお金をまず投じる、少しでも良くなるようにしていく。それが今まず求められる行政の仕事ではなかろうかなというふうに思います。

結びというふうになりますけども、国の方針としては 30 万人ですね、人口 30 万人を基準にしてるんですね。有明は 17 万人ですから確かに人口的に少ないということで、ただ、都会とですね、地方田舎とこの 30 万人という基準で合併しなさいよってというのはちょっと私はクエスチョンを持ちます。疑問を持ちますので、ぜひですね、今後の協議の中で、町長の冒頭のごあいさつで慎重にやりたい、協議したいということでしたので、ぜひ慎重にですね、メリット特にデメリットのところを考えて当たっていただきたいなと思います。本来であるなら有

明広域ですね、もうされてる分ですから議場の場でっていうのも思いましたけども、これから町の進む方向が大きな方向が決まるわけですから、あえて取り上げさせていただきました。

それからもう1つ、最後にお尋ねします。ちょっと広く言いますけども、全国的にですね、この広域化というのは進んでおりますでしょうか。全国800ですね、消防本部があるというふうに聞いております。いわゆる先ほど言いました30万人ですね、この規模で進めていこうということですが、全国的にこの広域化の流れっていうのはどんどん進んでいるのかどうか、把握されとるならば総務課長、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 全国的には進んでいません。一部、広域化したところがあります。富山県の砺波とか久留米とか、近いとこで久留米とかありますけど、もうモデル的ケースになっているというような、中には飛び地もあるとこもあるというふうなことですけど、合併の関係で飛び地になったということもあるんですけど、本当に全国的にはまだ進んでないというのが現状だろうと認識しています。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。全国的に進んでないということだけでもですね、何らかの進まない理由があるんじゃないかなというふうに思います。それだけでもですね、大きな理由である。慎重になって当然だろうという気もいたします。そのようなことで今度の28日、予算のこと、予算費用は分配のことが出ますので、山場だろうと思いますので、判断をしていただきたいと存じます。

以上で、この1番目の消防につきましては終わります。

次に保育園の問題です。何回も質問しております。町長のほうからですね、民営化検討委員会、第三者懇談会で計画されたということで、統合、第一保育園も25年には統合するんだということでございました。それで今回はですね、1つ目を大規模化、保育園の大規模化ということについてどうしてもしぼりたい。もう1つが検証、こどもの丘に統合されて民営化されて検証がなされているのかどうか、検証するならばもう少し時間がかかるんじゃないか、統合まで時間を必要とするんじゃないかというふうなことで、大きく2つの点でですね、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、子どもたちの数をお尋ねしたいと思います。こどもの丘の現在の定員数、最大の最大が260ということでしたので、現在の定員数そして現数、実際子どもたちは何人おるのか。あわせて第一保育園の子どもたちが今定員が何人で、現数何人いるのかお尋ねをしたいと思います。福祉課長になりますか、お願いいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第一保育園、それから南関こどもの丘の保育園の園児数ということでお尋ねでございます。まず、これは6月1日現在の人員ということでご報告いたしたいと思い

ます。第一保育園につきましては、定員が100名、その中で今現在の園児数が59名となっているところです。それから南関こどもの丘保育園につきましては、定員数180名、そのうち管内の町内ということで178名、それから管外保育ということで南関町以外から保育園に通園をされております方が14名、合わせて192名の方が6月1日現在の入所児童数でございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。第一保育園が59ですね、それからこどもの丘が192ということでございました。足しますと251になりますかね。この数になるわけですが、冒頭言いました定員最大の最大で260という数字を私聞いておるんですが、それは間違いないですか、まず確認させてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 定員的には最大260ということで、概算数を出しているかと思えます。今までの中はですね。理事長といいますか、施設から逆算しますと269という数字が基礎的な数字が出ているところもございます。一応、可能というか受け入れて十分な人数ということであれば、260を基礎にいたしているところがございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） またちょっと新たな数字が出てきたのでびっくりしたんですが、どんどんどんどん数字がですね、定数の定員の数字が上がってるなあという気がいたします。180でですね、二百何十それから、何割かの最大になって260、それから今269という数字が出ておりますので、大分ですね、この定員定数というのは何だろうかなということをちょっと思ったりもします。

それですね、これはお尋ねでございますが、今こどもの丘の子どもたちの構成比ですけども、年長の子どもたち4歳、5歳、6歳、それと0歳、1歳、2歳、どのあたりの層が一番多いんですかね。構成比はわかりますか、おおよそで結構です。上のほうが多いのか下のほうが多いのか、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 構成比ということで0歳から5歳までという中での数字かと思えます。やはり一番多いのは4歳児、5歳児さん、小学校就学前の方が多いというふうに、人数的にはなっております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。それですね、今回この質問しましたのが、1,700人の署名が出た、存続をお願いしたいという署名が出たということでしております。その中で、いわゆる保育園の大規模化ということで過密ですね、園児数が増えて心配があるという声があるんです。今、4歳児、5歳児が多いと言われましたけども、一番動く時期です。だと思いま

す。子どもたちは身長がこれぐらいですからどんどん動いて友達同士もよくぶつかる、壁もぶつかる、けがもするということで、一番目が離せない時期なのかなという気がいたします。そういう中でですね、たくさんの中で保育というのに心配があるという保護者の声があるわけでございます。それでですね、お尋ねでございますが、この入園というのをずっと受け付けられてと思います。いわゆる4月入園、3月卒園じゃなくてですね、5月に入ってきて来られたり、ご事情で引っ越されたりで退園される、そういうふうなことがあると思いますが、第一保育園は今現在、途中入園というのは受け入れられておるんですかね。いかがですか。

○議長（本田眞二君） ちょっと時間止めてください。暫時止めて下さい。傍聴人に申し上げます。非常に関心のたかい質問がおこなわれとると思いますが、静粛な中で議論が行われておりますので、どうぞよろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午後1時36分

再開 午後1時36分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。はい、福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 途中入所ということを行っているかということでございますけれども、途中入所ということで、例えば4月から当初から入園ではなくて5月に入る、6月に入るということで、南関町におきましては途中入所ということで1日付ということでですね、例えば5月から入りたいけどもということで15日から入りたいというような、もう日にちが過ぎた場合については、保育所の保育士が受け入れ可能とか、そういった子どもの年齢によっては保育士さんの確保が必要でございますので、受け入れ態勢が整っておれば6月1日の入所という形で子どもさんをお預かりしているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。それは第一保育園も今、受け入れられてるわけですね。こどもの丘もそういう途中入園受け入れられていると。確認します。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 町が入所決定をしますので、それはもうこどもの丘とほぼ変わりはないでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） では、第一保育園を希望される方は町の審査、確認されてから今も入園はできるということですね。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい、町長の答弁の中にもございました。来年の3月31日までは保育所というのは存続しますので、その間については施設として受け入れをいたしております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。確認しました。

それですね、お尋ねします。さらにお尋ねします。先ほどこどもの丘の子どもたち、第一保育園の子どもたちですね、町外というのが出てきました。大牟田とかですね、荒尾とかぐらいになるとと思いますが、これがこどもの丘においては14人ですかね、町外の数が出ておりました。この万が一ですね、その260の定員に今進めてるまちづくりプロジェクトで260人に全体になった。その時にまず町内の子どもたちの入園を優先する、しなきゃならないということちょっと聞いたんですけども、そうなりますと町内だけで260、そうしますとこの14人の町外の子どもたちがいるというのはどうなるんでしょうか、切られるんですか。お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今現在、6 番議員さんがおっしゃいましたように管外からの園児数が14名ということで、定員をオーバーする場合にこれを切るのかということでございますけれども、町といたしましてはできるだけ町外から通っておられる方が将来的にこどもの丘に通園されることで定住に結びつくとか、そういった人口増、そういった施策につなげていきたいということはもう十分に組み込んでまいっておるところです。しかしながらやはり南関町の子どもということで、入所希望のときにどうしても保育が必要な方ということでその定員に達しましたならば、残念ではございますけれども、定員が転出とかそういったこともございますので、そういう定員枠がありましたら、また町外の方についても入所という形でご連絡をさせていただく場合があるかと思います。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。しっかりご説明いただきましたけども、要はまずは町内の子どもたちが優先なのでということですね。ちょっと厳しい現実であろうと思いますが、そうなりますとね、ちょっと整合性ということで考えたいんですが、南関町の子どもたちも大牟田の保育園に行く、荒尾の地に行くということをしているわけですね。そのこととこの整合性、バランスを考えるとどうも納得しない、町内のこどもの丘なり第一に来られてる大牟田の子どもたちは定員がある時はお断りする、しかしながら南関町民が子どもたちが大牟田、荒尾に預けてる時はお世話になるという、ちょっと整合性がとれないんですが、これはどう理解すればいいんですかね。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 理想としては、相互性ということでその方向でいったほうが一番ベターだと思います。しかし、現状といたしましても、南関町におきましては荒尾市・大牟田・山鹿そういった生活圏等がございますので、当然、管内、町から大牟田あるいは荒尾から南関のほうに来られ、それから逆に南関から大牟田のほうにお願いするということになっております

けども、現実的に大牟田市さん、荒尾市さん、一杯ということであればお断りをされているというのが現状で、また、保育所についても、定員の空いてる同じ大牟田市内の施設があってもここの保育所に行きたいということでそういった理由等もありまして、定員に達している場合については町外でもお断りをされているというのが現状でございます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 大牟田荒尾ですね、保育園に入れない子どもたちもいるということを今言われました。そういうところで改めてですね、第一保育園という存在が大きいんじゃないかなという気がいたします。その受け皿にですね、やっぱりなるというのもですね、これからの人口増、まちづくりにおいて大きいんじゃないかなというふうに思います。その辺はいかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 方向性といたしまして、やはりトップ、町長が計画に基づきまして、来年の4月1日から新しくこどもの丘に統合するということでございますので、できるだけそのような事態が起こらないような形で当然、担当課福祉課ということで移行に向けた準備を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 福祉課長、本当にありがとうございました。

それでですね、町長になるのかまた福祉課長になるのか、今度はですね、検証ということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

条例、例規集にありますけども、南関町保育園民営化検討委員会設置要綱というのがございます。設置の目的がですね、南関町が取り組む保育園の民営化に対し、その具体的施策の展開に際しての調査と計画の検討や事後の、終わった後ですね、事後ですね。事後における調査検討を行い、円滑な民営化に資することを目的とするということで、この民営化検討委員会設置要綱なされております。

そこでお尋ねでございますが、この「事後における調査検討を行い」という、これは検証というふうに、意味でとっていいんですかね。つまりこどもの丘が民営化されて統合された、2、3、4が一緒になって今きた。平成22年9月に開園したということで、それを検証するということですかね、いかがですか。課長ですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） まず、委員会が構成されております。その委員会におきまして方向性、それなりのどういったことを協議していただきたいということで町長のほうから諮問をされるわけですが、当初から民営化ということで検討されて4園が最終的には統合するということで、答申が出されてそれに向かって今進めているところですが、まず、統合民営化にあたりましては、第四保育園が20年の4月からだったと思いますけれども、今の有明

福祉法人のほうに民営化されてその後についてはどういった運営ということは、状況につきましてはその委員会の中で検証をされております。そういったことで次に、四保がありましたので、一保、二保、三保を近い将来統合するということで、そういったことでやはり民営化の検討委員会ということで以前にそういった民営化がなされたところについては、保護者なり現場なりでの検証はされてるというふうに伺っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） ちょっと長かったものですからちょっとわからなかったところもあるんですが、検証されてると、会議を開いてからですかね、開かれてるんですかね。会議は開かれていますか。年に何回とか、わかりますか。わからなかったら結構ですけど。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 会議ということで開催はされてないと認識しております。以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 検証ということですので、事後における検証。そのまますばり第四保育園が民営化になって、二、三が一緒になってこどもの丘が誕生した。22年の9月に開園した、それからが事後だろうと私は思います。それを統合したそこからが事後、またそれをさかのぼるながら第四保育園がまず民営化したことがこれというところの事後だろうし、それに検証なされて二、三が一緒になった、今回ですね、一緒になった。その統合して一緒になったというのがそれからが事後の検証だと思います。なされてるということでしたからそれはそれで了解いたしました。

それで次の分だったんですが、円滑な民営化にすることを目的とするというふうにならうと思っています。円滑な民営化、しかし第一保育園においてはこの1,700の署名も上がってきたということで、いろいろ不安の声が聞かれる。円滑な民営化というのにちょっとまだまだなのかなあという印象持つんですが、これは町長にちょっとお尋ねしたいなと思うんですが、円滑な民営化に資するのがこの民営化検討委員会の役割。しかしながら1,700人を超える存続を求める署名が出てきたというのはちょっと保護者の声ですね、これを直に聞かれたのかなという印象持つんですが、どうでしょうか。この保育園民営化検討委員会、円滑な民営化に資しているのか、これから期待も込めてお尋ねするんですが、どのような判断、認識をされておるかお尋ねをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 保育園の民営化につきましてはですね、以前から計画をしておりましたところでございます。そしてまた現在のこどもの丘保育園の運営状況を見てみますと、すばらしい運営ができています。やはり第一保育園も早く私はしたいと思って来年の4月には実施したいということを申し上げたところでございます。島崎議員もご存じのようにですね、先だっっての運動会を見てみますと、すばらしい先生方、そしてまたその園児たちも一生懸命先生とやっ

てる姿を見ますと、涙が出るような輝いた運動会だったと私は思っております。それが1つの検証になるのではなかろうかと思えます。そしてまた、保育園におきましてはですね、折々にですね、いろんなことを催しをされて、島崎議員も行かれていますと思えますけども、私も数回行ってまいりました。そのたびに感動の催しでございました。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 町長の検証ですね、町長の目から見た検証というのは十分にわかりました。しかし、客観的にもですね、検証すべきところが今後の民営化、またはひいては子育て環境の充実につながるものだろうと思えますので、ぜひこのですね、民営化検討委員会の目的であるところの事後の検証というのに努めていただきたいと思います。

それですね、もう1つお尋ねします。この民営化検討委員会のことでございますが、去年の11月4日に検討委員会があつて。その中で、委員長さんのごあいさつの中でですね、検証、こどもの丘についての何かご発言があつているようでございます。課長には事前に書類を報告書になりますか、用意をしてくださいということで申し上げておりましたが、その委員長さんのごあいさつの中での検証的な部分、あるように思いますのでちょっとお示しをいただけますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 確かに11月4日、民営化の検討委員会が開催をされております。その中で委員長のあいさつということでございますけれども、かいつまんでお話をさせていただければ、確かにその中で18年から検討委員会を開催をいたし5年が経過をしたと。その中で9月にこどもの丘が統合し開園して、第1回の卒園式を迎えた。また、この式に委員長も出席されて立派な卒園式ということで、二、三、四の統合については間違いはなかったというような形でお話をされています。またその中で、今後の統合については、やはり施設自体も老朽化ということで、子どもたちの環境を整備して十分な保育サービスをするに当たっては、やはり最終的統合したこどもの丘を建設されてますので、今さらということはちょっと失礼かと思えますけど、改めて施設の整備というのはとても難しいというような形でそのことによりまして、統合をいつにするのかということで、この検討会で十分に論議をしていただきたいというごあいさつであつたと認識をいたしております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。書類といいますか文言ずっと書いてある書類というのはお持ちですか、報告書かな。会議録とか、あつ会議録ですね。会議録といいますか、それはありますか。今、要点だけ言われましたもので、発言そのまま書いてある会議録ってありますか。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） これは検討委員会の会議録で、書類的には存在をいたします。しかし

今手元についてはちょっと書類的に持っていないというところでございます。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。ちょっといいですか、私が気になりましたのが、間違いなかったと、民営化は間違いなかったというご発言ですね、それがちょっと検証する立場において間違いなかったと最初の段階であいさつの中で言うってしまうというのは 100% ですね、間違いなかったと言うってしまうのは、これからのいろいろ議論の中で可能性の芽を摘んでしまう恐れがあるんじゃないかなろうかというふうに思います。そういうことで私は気になりました。いろんなこともそうですが、100%間違いなく、絶対安全ですよ、大丈夫ですよというふうに言えない時代だろうと思います。99.99%の産廃もありますが、安全を追求する、99.99%間違いなくだろうけども頑張ると、そういう考えで検証というのはやっていただきたいということでございます。

今、課長がですね、実際の会議録を持っておらないということでございましたので、間違いなかったという発言に対して私が申し上げたいところは以上でございます。

それではですね、幾つか後はお尋ねしていきます。第三者懇談会がございましてね。この第三者懇談会、保育所民営化に伴う三者懇談会、これは現在開かれておりますか。開催の状況等をお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 統合については第三者会議ということで、定期的開催をいたしました。今におきましては保護者会のほうで四つ葉会というのをつくっておられます。その四つ葉会というのは3保育所が統合いたしましてこどもの丘が開園をいたしましたときに、一保も将来的に統合するというので、そういった意味で四つ葉会ということをお話をされているところでございます。第三者委員会ということで直接開催されるというのはちょっと私のほうの情報としては把握しておりませんが、保育所間の連絡会議というのがございますので、そちらのほうで施設長、それから主任保育士さん、それから保護者の会長さん等でお話をされて、そういった中でお互いの情報交換というのはなされているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。せっかくこういう規定もつくってですね、組織がありますので活用いただきたい。そういう中で先ほど言いました検証もあるし、そしてまた円滑なですね、よりよい保育環境をということで活用していただきたいと思います。

それでですね、もう細かい質問はいたしません。保育園民営化を考えるという冊子がございました。岩波ブックスから出ております、安い480円ぐらいですか、この中でですね、紹介したいのが、子どもたちのために民間委託・民営化に求められる最低条件10箇条というのがありました。これはちょっと古い本ですけどホームページもありますし、インターネットでも引っ張ってこれると思います。幾つか読みます。1番目が「求められる質を備えること」、2番

目が「コスト軽減は保育のために」、それから4番目として「人件費の極端な削減は質の低下につながることを念頭に」、とかですね。それからこれはもう大事なことと思いますが、「子どもの負担を最小限にする努力を」、それから「責任の所在を明確に」というふうなことで書いてあります。行政の責任、あくまでも民間委託したとしてもお願いするのは、やるのは行政であるということですね。それで一番大きなのがですね、これからの質問につながるんですが、「利用者が安心できる説明と意見の聴取を」というふうに書いてあります。これが一番ですね、大きいかなと思います。

それですね、今第一保育園の保護者の方々、心配の声が上がってる。署名運動されて1,700書が上がってきた。その中で、第一保育園の保護者の方々にこどもの丘にこの平成25年には統合するんですよという説明が、皆さん集まっての説明がなされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 保護者の方を集めてというような形ではなくて、当然保護者を一同にいたしました保育園ということで、現場のほうで、当然現場の中に園長が存在しております。園長のほうから議会のほうでも25年4月1日からというような形でできるだけそういった周知を図って、また、二・三・四統合しましたように子どもたちに不安を与えないような形でできるだけスムーズな民営化の統合が進むようにしているというふうに私は認識をいたしております。

○議長（本田眞二君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でしたのでこれを続行します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 今、説明ということについて課長のほうから答弁をいただきました。それですね、こどもの丘に第一保育園統合ということでございます。そのこどもの丘の保護者の方々、第一保育園の保護者の方々、こどもの丘の様子いろいろなことについて心配があるということで、読まれているようでございます。ですから、今課長のほうからありましたが、その園長先生とか全部で集まっての会議というのはちょっとないということだったんですが、こどもの丘の園長先生あたりに第一保育園の保護者の方々に説明をしていただく、こういうことで保育がなされるんですよと、25年からこういう形になるんですよという、いろいろなこととお話しいただいて、キャッチボールができる場面という、説明会となると思うんですが、そういうようなことを開催される考えはないでしょうか。それが一番、先ほどこっちと言いま

したけども、利用者が安心できる説明と意見聴取、これにつながってくるんだらうと思います。

いかがでしょうか。これは町長になるんですかね、課長ですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） そういった説明ということでございますけれども、先ほどもお話をいたしましたけれども、二・三・四が統合するときに、保育所の職員間の人事交流とか、こどもの丘の園長からこどもの丘の保育については、こういうことですよというような形で二・三のほうに職員をお互い研修という形で交流いたしまして、準備を進めて統合をさせていただいたところです。それと同様に、いろいろ検証というようなことがございますけれども、6番議員さんの統合に対する非常にご熱意とご心配があるかと思っておりますけれども、こういった事業を遂行するということで決定いたしましたので、二・三等の民営化及び統合についてのノウハウを生かしまして今後、こどもの丘の園長のほうから一保なりに出向いていただいて、保育についてはこういう保育をやってます、こどもの丘についてはこういった設備でこういった食、森そういった自然を生かした保育をやっていますということで、子どもさんに対してもその教育を取り組んでいくというような、そういった具体的な説明をしていかなければならないし、実施していきたいと思っておりますので、どうか執行部のほうにお任せをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） まさにそのとおりでございます。一番大事なところはそこだろうと思います。具体的にどうなるのかわからない、過密になって心配だということばかりが膨らんできますので、まずそこだろうと思います。

それですね、続けてお尋ねしますけども、その民営化のですね、どんどん民営化される。全国的ですね、民営化されるわけですが、そういう中であってやはり公立園という存在はとても大きなものがあるだろうと思います。この冊子にもですね、公立保育園が存在することの意義ということで書いてございます。事業者が公であるところがやっぱり大きさというのがあるし、大きな組織の一部として保育園というのが機能してる。第一保育園があつていろいろな声が福祉課、町に上がってくる。直接なことです、ところが民間になるとなかなか吸い上げができない、難しくなるということも指摘されております。そういうようなもろもろのことがあるわけですから、ぜひ説明会を実施を開いていただいて、こどもの丘の園長先生そして町の執行部から来ていただいて、保護者の方との意見交換・説明会をお願いしたいと思います。今、課長から答弁がありましたので、執行部の今後の対応に期待をしたいと思います。

それですね、今回、町長のほうも25年から4月からはもう第一保育園統合するということだったんですけども、アンケート調査を実施される考えはないか、最後にお尋ねしたいと思います。これは統合、第一保育園を残す、残さないということもあわせてですけども、今後の子育て環境、保育園、小学校入学前の子供たちを持たれるお母さん方、お父さん方、家庭に

ですね、そんな数はないと思います。何百世帯と思いますけど、アンケート調査をされるような考えはございませんか。今回は第一保育園の存続ということでございますが、選べる保育環境というのが大事だろうと思います。民間もある公立園もある、そういうようなことで大きな進む方向性が、今後決まるわけですからアンケート調査実施する考えがないかどうか、町長のほうにお尋ねしましょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、町としてはですね、統合ということで方向で進んでおりますので、今さらということは大変申しわけございませんけれども、アンケート取る考えは持ちません。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。町長のお考えわかりました。

では、ちょっとまた熊日新聞の記事でございます。今年の1月18日の記事と、今年の2月27日の熊日新聞でした。まず、時系列的にいきますと、荒尾市の保育園民営化の記事でございました。1園は民営化妥当ということで書いてありました。ちょっと冒頭読みます。「荒尾市の公立保育園のあり方を検討してきた検討委員会は、27日、市立2園のうち1園を民営化するのが妥当とする報告書を市長に出された」ということでございました。いろいろ書いてございまして、報告書は、民営化のメリットですけども、民営であれば施設整備に国から補助が受けられる。もう1つが運営効率化により職員体制や保育サービスの充実が期待されるというメリットを上げております。また、デメリットですけども、公立すべての民営化は保護者の不安が大きい。国の幼保一体化の動きも、今国が動いておりますが、幼保一体化の動きも見極める必要があるというふうにいっております。そして、1園を当面継続するというふうな継続を求めたということでございます。市立保育園を残すということです。

そして長洲の記事でございます。町立4保育所の民営化ということでございます。長洲町は町立の5保育所のうち4園を2013年4月をめどに民営化し、3年度に2園を統廃合して町立1園、民間2園とする方針を固めたと、ここでも町立1園が残ってるわけです。以上ちょっと紹介します。

それでですね、まとめといたしますけども、保護者の方々には十分すぎるほどの説明、誠意を持った説明が必要だろうと思います。保護者の選択として町内に公立と民間が存在するのは、今町が進めておるまちづくりの観点からも大変魅力あることであろうと思います。公立保育園の存在意義というのを訴えておきたいと思います。そして同時にですね、公立園があるということは、民間の保育園にとってもですね、切磋琢磨がある、比較検討ができる、改善がお互いできる、あれがあるならばこちらもしていこう、直していこうと、そういうふうな存在ではなかろうか、よりよい保育のためにですね。公立園の存続を求めることを強く申し上げたいと思います。

残り15分になりました。保育園のことは終わります。

あと、こども医療費のことです。町長のほうからですね、7月から実施をするということで、調剤部門、薬部門については協定がなされたということでございます。本当に関係者の方々、町長初め、福祉課課長、保健センター、当たっていただいたと聞いておりますのでありがとうございます。ぜひ、こういう制度です、ちょっとしたことですけども、制度の改善に今後も努めていただきたいと思います。以上でこれは終わります。

次にまちづくり懇談会のことでございます。町長のほうから10月下旬に開催実施したいということで、4校区の説明ということでございました。内容等についてはこれから検討ということでございましたが、私ちょっと考えましたのが、いろんな方ですね、ご意見があったほうが入れたほうがいい、そういうまちづくり懇談会になってほしいなという思いがございます。その辺の工夫がですね、あっていいんじゃないか。例えば労力はかかりますけども、事前に開催、まちづくり懇談会をしますよということで何か意見があるならばということで、例えばファックスでお寄せいただいて10人とか20人とかですね、町が受け付けて、そしてそれについてまた答えていくという方法もあるのかなというふうに思います。そのようなこと、まだ町長のほうから具体的には進んでないということだったのですが、何かいろんな声が出るような施策、取り組みを考えられて、これから考えあるかどうかお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 4月ですね、課長会議、4月16日の課長会議の中で、行政懇談会、まちづくり懇談会、平成24年度どのような形で実施するかという論議をしました。その中で時期については10月下旬と、そして4回以上と、そういう中で、そこはもう決定して、内容等についてはですね、そのときには具体的に出ませんでした。ただ、これまでのまちづくり懇談会、行政懇談会においてはですね、どうしても意見といいますか苦情の受付場所になってしまっているような傾向があると。よければせっかく町の執行部出て行きますので、建設的なまちづくりのためのですね、ご意見を広く受けるという懇談会にしていければという話も出ております、課長会議の中で。その中で、いろんな苦情とかご意見ある分についてはですね、例えば島崎議員おっしゃったとおり、事前にそれをもらったらというふうな意見も出ておりますので、それも総合的に勘案して考えていきたいと思います。

ただ、テーマをですね、何を持っていくのかなと、どういうテーマでまず住民の皆さんにお伝えするのかなと、行政が懇談会をして、去年はですね、住んでよかったプロジェクト事業の展開を始めましたのでその事業、それから特に産業廃棄物処理問題がありましたので、そのあたりをテーマにして住民の皆さんからのご意見をいただいたというようなことでございますけど、今回いろんな行政の課題もあります、その中でどういうテーマでまず住民の方にお話をするのかというふうに悩んでいるところもありますので、いろんな形の中のこれもまだ10月まで期間がありますので、検討していきたいと思っております。基本的には建設的な意見をですね、

住民の皆さんから幅広く承ってそれを市政に生かしていけばという基本的な気持ち持っていますので、そういう形の中で進められていけばと思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。懇談会もですね、1 時間とか2 時間とか限られた時間です。そしてたくさん、4 校区ですから今度は何十人か来られると思いますので、特に苦情というのがですね、あれがこうなっているのどうにかならんどかという話もちろん大事なんです、それを事前に何かできて対応して、一番大事なことが建設的な意見プラスのところの話がですね、明るい元気な南関町になってほしい、じゃあこうしたらいいんじゃないかという、どんどん膨らんでいくようなですね、懇談会になればなと思いますのでぜひ、その苦情的なところ、あれをしてくれ、これをしてくれ、ここは悪くなってる、そういったところを何とか整理できないかなっていうことを私も考えております。ぜひ、ご検討をいただきたいと思います。期待しております。それから、懇談会は終わります。

最後でございますが、出前ゼミ、教育長のほうから御答弁いただきました。ぜひお願いしたいということで県のほうにですね、県の教育政策局ですか、なされてるっていうことでございます。計画に県のほうとしては県知事のご都合、スケジュール次第ということでございますので、これはあるということで間違いないでしょうか。ちょっとそれだけ確認させてください。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 確約はされませんが、受け付けておりますのでお待ちくださいということですから、こちらはある方向で期待しているところです。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。南関町においてはですね、県のいろいろな問題がございます。産廃の問題、そしてまた環境の北の環境拠点にということでメガソーラーも来ております。そういうことでございますから、県のトップであるところの県知事から直接に子どもたちにですね、生徒さん方に話が聞けるということとはとてもいいことだろうと思います。教育長が言われたようにその夢のですね、ぜひ夢への挑戦のためにきっかけになればなと願うものでございます。ぜひ関係各位ご努力をお願いしたいと思います。

以上で、5 つの質問を終わらせていただきます。お世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で6 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、3 番議員の質問を許します。3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） 3 番議員の打越です。本日は最後の質問です。お疲れのところと思いますが、よろしくお願いします。

まず平成24 年3 月に第2 次南関町地域福祉計画、平成24 年から28 年度が策定され、発行されました。私もこの策定委員会の一員でした。皆さんご協力のもとにこの冊子ができ上がったことをうれしく思います。

だれにでもどんなときにも優しいまちづくりを目指し、地域と行政の協働により、地域福祉のまちづくりを推進していく。私も微力ながらこのことについて考えていかなければと思っているとこでございます。

さて、今回の質問は、昨年9月議会で2番、境田議員が取り上げました成年後見制度についてです。若干重複するところがあるかもしれませんが、お尋ねします。①認知症者の数は把握できているか。②要支援及び要介護に該当する数を把握できているか。③成年後見申立人の適否の判断基準はあるのか。④としまして、本人の権利はどうなるのか。⑤家庭裁判所に提出する書類、これは町から取って申請する分で、町に申請する分です。この分の申請者はだれか。⑥としまして成年後見人の職務は素人でも可能か。⑦としまして認知症は多くなると考えます。その予防の対策はどう考えるかについてです。

2番目に環境対策について。今年も先日6月3日に、南関町一斉クリーン作戦が行われました。このことに関連してお尋ねします。①として可燃物、不燃物の回収状況は。②としまして実施校区、地区はというお尋ねです。③としまして道路周辺にポイ捨て、投げ捨ての心理をどう思うかということです。④としまして、この実態を青少年にどう伝えていくかということです。

3番目に河川等の竹木の対策についてお尋ねします。熊本県北部も梅雨入りが発表され、豪雨による被害が最小限になることを望むばかりです。①としまして、梅雨を迎え洪水の危険性を伴うが、どう思うか。川にはり出している例としまして、河底の木、木の枝が対岸に超えているというところもありますのでこういうお尋ねです。②としまして、河川環境美化業務委託金の使途はどのようなものに出しておられるのかということです。③としまして、24年度の実施予定地区はどこかというお尋ねです。④としまして、防災上よい対策は。自分の考えとしましては、河川の断面の確保と思うがどう思われますか。以上のことについてお尋ねします。

この後の質問につきましては自席から行います。よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました3番、打越議員の質問にお答えいたします。

事項といたしましては地域福祉についてでございます。高齢者の増加とともに認知症の数は増加すると予測されます。この対策として高齢者の権利擁護を推進する必要があります。事業といたしましては、地域包括支援センターでの包括的支援事業の権利擁護事業として、成年後見制度の活用促進に取り組んでいるところでございます。町では成年後見制度の係る町長による審判の請求手続きに関する取り扱い要綱を制定し、どうしても申立人が不在の場合に対応することとして、審判請求費用の負担についても支援を行っているところでございます。さらに、民生委員、社会福祉協議会と連携を図り、なるべく認知症とにならない予防等をいたしまして、ひきこもり、とじこもりをできるだけなくす介護予防事業の取り組みを行っていきたいと考えておるところでございます。

次に、環境対策についてのご質問でございます。毎年6月は国、環境省の環境月間となっており、また第1日曜日を環境の日と定めております。南関町は一斉クリーン作戦として先日の6月3日、実施したところでございます。各地区の区長さんのご理解や各種団体、企業さんのご協力を得て多くの方の参加により行われました。地域の道路のごみを中心とした清掃作業等でありましたが、地域の住民の皆さんが利用する生活に密着した部分であり、本活動にご協力いただいていることに感謝を申し上げますところでございます。その活動の実績として、燃えるごみを始めとして多くの回収物があり、周辺環境美化に関してはよいことではありますが、その反面、毎年の回収量を聞きますと、ごみのないきれいなまちづくりを目標に多くの方にご協力を得ながら、今後も環境対策に取り組んでいきたいと思っております。ご質問の詳細につきましては、各担当課長よりお答え申し上げます。

次に、河川環境対策についての質問についてお答えいたします。ご承知のとおり、去る6月8日に熊本県は梅雨入りいたしました。先日の気象台発表によりますと、1年間の降水量の約40%が梅雨期に集中することが報道されておりました。昨年はいわゆるゲリラ的な豪雨が目立つようになり、町は防災計画に基づき住民の生命・財産を守るべく、ハード・ソフトを含め、改めて防災意識の啓発に努めなければならないと思っているところでございます。お尋ねの河川護岸の竹木対策の詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは3番議員、打越議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、地域福祉についての成年後見人制度の①の認知症者の数は把握できているかということでございますけれども、認知症独自の数は把握をいたしておりません。概数ということで以前にも申し上げたかと思えますけれども、65歳以上の人数の方が今年の3月31日において3,458人ということでございますので、熊本県の県下の大体各町村5%というようなデータがございますので、3,458人の5%ということで以前にも180人程度ということで数を把握しているという現状でございます。

また、②の要支援及び要介護に該当する数は把握できているのかということでございますけれども、これにつきましても、介護保険制度の介護認定の段階については把握をしておりますけれども、その中での認知症というのが判定基準の1項目、2項目ということで、現状における認知度、判断ができるかできないかというその辺のチェックがありますので、その点については、例えば南関町が80人の介護認定を受けておられますので、その方の一つ一つの1次判定による調査票をチェックしないと、どうしてもどれだけの方がそれに該当するのかということでそういうのが現状でございますので、長くなりましたけどお答えとしては把握してないと

いうことで答弁をさせていただきたいと思います。

それから③の成年後見人申立人の適否の基準はあるのかということでございますけれども、このことにつきましては、申し立てをすることができる人は当然ご本人さん、それから配偶者、それから4親等内の親族のほかに市町村長、それから検察官等などが申し立てをすることができるというようなことになっておるところでございます。

また、④の本人の権利はどうなるのかということでございますけれども、本人の権利といいますと、資格的なもの、それから法律的に人権等保護される権利、そういったいろんな方面の権利があると思われまして、本人の権利でまず成年後見人制度に申し立てをしてそれに対しますと本人さんは選挙権を失ったり、自治体、南関町等で印鑑証明の印鑑登録を抹消されとか、さらに国家試験であります医師、それから税理士さん等の資格等が失われるというような形がございます。また、後見人については、成年後見の後見と保佐、補助という3つの後見人の制度の区分があるわけですが、本人さんの判断能力によってその段階、区分がなされるわけですが、最初申しましたように後見であればそういった資格が失いますが補助によってはその資格については該当がなされていないというふうになっておるところでございます。

それから⑤の裁判所に出す書類の申請者はということでございますけれども、戸籍関係になりますので、この件につきましては住民課長のほうからお答えがあるかと思います。

それから⑥の成年後見人の職務は素人でも可能かということで、単刀直入にお答えしますと、できます。

続きまして⑦ですけれども、認知症が多くなると考える。その予防の対策はどう考えるのかということでございますけれども、当然認知症の数は町のほうでも増加するというふうに予測いたしております。そういった中で地域でできるだけ介護の予防教室、ふれあいサロン、それから認知症の原因となります脳血管症などの認知症それから肥満とか高血圧症そういった症状によって認知症が発生いたしますので、できるだけ医療費の抑制にもつながってまいるので、健診等もできるだけ多くの方が受診していただくような、早期発見・早期治療ということで取り組みをいたしたいと思っております。

それから医療機関等も当然連携してその早期発見・早期治療に努めていくところでございます。また、認知症ということでどうしてもご本人さんの意思等の確認で、周囲の方についてやはり丁寧に優しく対応をしていただくためにも、熊本県のほうでも取り組んでおります。またその中でも南関町でも取り組んでおります認知症サポーターの養成講座っていうような形で、今ちょっと宣伝で申しわけないんですけど、私がさげておりますこのオレンジリングというのが、認知症サポーターの研修という講座がございます。その講座を受けて基礎的な知識を受講した者についてこのリングが渡されるわけですが、できるだけ各地域の方で認知症の方を支援していただくというような形で、そういったサポーター講座を今後ますます開催して取り組

んでいきたいというふうに思っております。

一応福祉課のほうで、以上答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただいまのご質問の中で、最初の質問の中の地域福祉についての部分で5番の裁判所に提出する書類の申請者というようなところでした。今こちらのほうで取られているのは戸籍というようなところの部分でお答えさせていただきますと、戸籍については本人及び同一戸籍の方、これは直系血族というふうな方でございます、それと配偶者の方であれば可能であります。それ以外の方については本人の委任状を添えて申請をしていただくということになります。また住民票につきましても、原則といたしましてご本人または同一世帯の方であれば申請が可能です。それ以外の方についても戸籍同様等、本人の委任状を添付して申請をしていただくことになります。

続きまして2番目の環境対策について、1番の南関町一斉クリーン作戦での可燃物、不燃物の回収状況はと。それから2番目の実施校区、地区はということでございますので、お答えさせていただきます。

まず、一斉クリーン作戦での可燃物、不燃物の回収ということでございますけれども、24年度分につきましては現在各区等からの実績報告が出ており集計中でございますので、23年度分でご報告申し上げたいと思います。南関町全体の量はごみ袋で可燃物といたしまして366袋、不燃物といたしまして346袋の報告が23年度が上がってきておりました。回収ごみは各地区の指定場所に集めていただきまして、後日うちの環境対策係のほうの職員が回収して回ります。小原のストップヤードあたりに集めまして、その後に委託業者によってクリーンパークファイブのほうに運搬されるということになっております。

それから2番目の実施校区、地区でございますけれども、これも23年の実績でございます。第1校区といたしまして26区、4団体、合計で30団体でございます。第2校区といたしまして12区、それに1団体、合計の13団体でございます。第3校区といたしまして6区、それに3団体ということで合計の9団体でございます。第4校区といたしまして17区、それに2団体でございます合計の19団体の参加でございました。合計いたしまして71団体での参加によって一斉クリーン作戦にご協力をいただいているということでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 3番、打越議員の環境対策の3番、4番についてお答えさせていただきます。

この項目につきましては、いわゆるポイ捨ての規定ではなくて心理、また子どもたちにどう伝えていくか、どう育てていくかという意味にとってもいいかと思っておりますけれども、その辺についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ポイ捨ての定義につきましてもですね、ちょっとお答えさせていただきますけども、不適切な処理の方法であって、対象物が小さい場合の俗称ということで、チューインガムとかタバコ、空き缶、ペットボトル、レジ袋、使い捨ての容器、新聞紙、包装紙、こういったたぐいのものをですね、ポイ捨てといわれるものの対象になっているかと思います。やはりこういうごみのポイ捨てをするのはどうだろうかということで、いろいろな研修会等ですね、資料とかをちょっと見てみましたが、ごみのポイ捨てをしない人はどういったことでしないのかというような項目がありまして、ポイ捨ての現場を見られたら自分は悪い人間というふうに見られるという自己防衛タイプですね。それとポイ捨てをするとだれかが拾わなければならないという、他人を思うタイプ。それから理由はないけどもだめだからだめだというふうに行っているタイプ。そしてポイ捨てをしている自分の姿が気に入らないという、自分自身にそういう嫌悪感を抱くタイプ。そういったふうに分類されてるけども、一番多いのはもうやはり自己防衛タイプですね、ポイ捨てをするということがそれを見られたら非常に自分が悪い人間に見られてしまうと。きれいな場所でポイ捨てをするとですね、目立って、例えば注意をされたりして恥をかくからそういう心理が働かないけども、例えばだれも見えてないとかですね、そういうところはもうもともとごみが散らかってるならですね、そこに捨てると。捨てても人から言われてももともとここはごみ捨て場じゃないかとかそういう言いわけできることでポイ捨てをしてしまうというようなことを書かれてる部分があります。

そうすることで心理と議員のほうから言われてますけども、そういった何ていうかな、だれも見えてないときとかそういったですね、もともと捨ててあるからいいんだというそういった心理で捨ててしまう、そういうところは自分の車の中にあるごみをですね、ずっと邪魔になるからということで捨ててしまうという心理が働いているんじゃないかというふうに考えます。

そういう中で今後、この子どもたちに対してどういったこの状況を教えるかということで、今学校ではですね、こうやって教育諸計画っていうのを出してもらってますけども、ここにいわゆる道徳教育の時間と環境教育の時間とリンクしてやられております。道徳の時間につきましてはですね、やはりこのことにつきましては、まず、子どもたちの実態の中で、今子どもたちはどうなのかというようなことを明記してありますけども、規範意識に個人差が見られるという項目があります。

それとそれを受けてですね、保護者たちがその保護者や教師は子どもたちにどういう子どもになってもらいたいのかという願いがありますけども、善悪の判断がきちんとできる子ども、相手の立場を考えると、決まりを守り責任を果たすこと、ということでやはりだれが見てなくても決まりを守ると、いわゆるモラル、マナーそういったことを守る子どもたちを望んでいるわけでございます。そういった中で道徳教育の目標の中で、善悪を判断する力を持ち、自分の信念を持って自主的・自発的に行動する子供を育成すると。道徳教育の重点目標に過ちは素直に認め、正直で明るい心で楽しく生活する。相手のことを思いやり親切にする。規則を守り公

徳心を大切にする。それからうそをついたりごまかしたりしないで素直にのびのびと生活をする。約束を守り、みんなが使うものを大切にする。自分の特徴を知って悪いところを改め良いところを積極的に伸ばす、そういったことを目標に掲げているところでございます。具体的には見つめる会という会を設けられまして、今日自分です、今日のよかったところ悪かったところをです、見つめるというところでも道徳の時間で行われているところでございます。この道徳の時間の中で学年によっていろいろ差がありますが、例えば1年生ではです、日常生活の中でみんなが使うものを大切にするや約束の決まりを守る。それから2年生ではです、公共の場所でマナーを守ることの大切さや人に迷惑をかけないようにしようという心を育てる。それから4年生につきましては、約束や社会の決まりを守り公德心を持つ。それから5年生においても、自然の偉大さを知り、自然環境を守ろうとする心情を育てる。それから6年生におきましては、題材名がトトロの森を守ろうということで、自然の偉大さや大切を知り、自然環境を守っていこうとする気持ちを育てる。自然が荒れ果てていたらどうなるか話し合う。そういった道徳の学習をされております。

また、環境学習につきましても、総合学習時間の中でボランティア活動を行ったりです、環境ISO、いわゆるごみをなくすというばかりでなくて、なるべくごみをつくらぬとかです、そういった過程を大事にする学習も行われているところでございます。そういった意味で教育委員会としてもです、先日教頭会でもちょっとお話ししたんですけど、やはり子どもたちにです、人権教育の中でもどういった子どもを育てるかということやはりごみを捨てないじゃなくて、自分の親がです、例えば捨てたときに親に対してです、「それはいけないよ」と言えるような力を持つ子どもとかです、ごみ自体は自己責任で自分で処理しないといけないと、外で自分の責任で外で発生したごみは持ち帰って処理をするということは当たり前だというようなです、そういった子どもたちを育てていきたいなということで、そういった道徳の時間や環境学習の時間を充てながらやっているところです。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 打越議員の3番目のご質問の河川等護岸の竹木等の対策についてお答えいたします。

町には、県河川が内田川それから関川、琵琶瀬川と3本ございます。また、町河川につきましては、菊池川水系の10本、それから関川水系が14本と合わせて24本ございます。県河川につきましては下流側におきましては改修が進捗いたしております、一昔前のように堤防を越えることは少なくなったように思っているところでございます。ただ、河川敷地にヨシが繁茂するなど、流れを阻害する恐れがある箇所も見受けられております。また、護岸の竹木が覆いかぶさっている箇所も見受けられるところでございます。維持管理につきましては、例年玉名事務所に要望等を行い、対応を求めているところでございますけれども、予算等の関係もありすべてに対応いただくことはできない状況でございます。今年度も7カ所の掘削や雑草処

理を要望しているところでございます。

また、2番目のですね、河川環境美化業務委託金の使途はどのようなものに出されているのかというお尋ねにつきましてですが、この河川環境美化業務委託金につきましては県から委託を受けておりまして、平成24年度歳入予算額を41万円といたしております。使途としましては地域団体等が実施されます河川敷地の清掃や草刈りなどへ補助を行う町道等環境整備補助金財源に充当をすることとしております。昨年の実績としましては、42地区49万7,000円の補助金を支出いたしております。

なお、県との委託契約の中には、地域住民で処理できない高木や竹林、繁茂の著しい箇所については県と協議を行うとされているところでございます。実施予定地区ということですが、今年度もそのような形で各地区からの申請に基づきこの補助金として支出を計画をいたしております。このことにつきましては区長会でもお話をさせていただいているところです。

一方、町河川の維持につきましては今年度予算額400万円としております。今年度は山下川の土砂の掘削を予定しております。この予算につきましては、河川災害復旧事業に採択されない災害で、緊急性が高いものについての対応も想定しておりますので、その執行する必要がない状況となった場合には他の河川で必要性が高い箇所を行いたいと考えているところでございます。

最後に河川断面の確保についてでございますけれども、議員が述べられておられますとおり、流域面積に応じた河川断面の確保が望ましいのは言うまでもございません。ただ、圃場整備事業などに伴い改修実施するときには断面の確保に努めておりますけれども、用地の確保や理解、それから過大な費用を要することから単独での改修には現状取り組んでおりません。ということで説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） ほかに答弁ありませんか。

それでは再質問をお願いします。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。余り幅広く担当課がまたがっておりますので、私のほうも十分把握できないと思いますが、自分なりにお尋ねしていきたいと思えます。

まず、第1番目に、成年後見制度についてですが、認知症の数は半年前になりますが、境田議員のほうからも取り上げられておりまして、その件数につきましては180人ぐらいというようなことで同じくらいだと思いますが、私がですね、2番目の分で要支援・要介護に該当する把握はできてるかということで、そこは把握できてないということですが、その内容によりまして先ほど福祉課長が申し上げましたように、後見と保佐と補助が、そういうちょっと要支援の1・2、介護度の1から5までありますけど、そこあたりの分に該当する人数が把握できるならばこの後見、保佐、補助っていうそこあたりのある程度の数字がどこあたりに入るかなというように、単純に数が把握できるかなと思いますけど、なかなかこの分が要介護

にあわせて認知症の度数がはっきりと分かれる状態じゃないようでございますけども、180人おられるということで、この認知症につきましては境田議員が質問された9月、それと今もう6月ですかね、約10カ月ほど経っておりますが、この認知症についてはこの後見という本人の判断能力がない場合のこれがやっぱり急速に進んでいくという、自分の身近においても「ほお、こんな、前まではしっかりしとったのに、こんなになっとやろうか」というようなそういう方が見受けられまして、やっぱりこの認知症ということは今後ますます補助の段階から、後見の段階っていうかそこあたりの分が増えていくんじゃないかなろうかと思ひまして、10カ月後でございますがこのようなお尋ねをするというようなことになったわけです。

1、2番につきましてはもう数値の把握が一応180人というようなことでもうこれでこの数値で結構かと思ひます。これはもう180人ぐらいいらっしゃるんだなというようなことで理解しときます。

続きまして、3番目の成年後見人申立人の適否の判断基準はあるのかというようなことでお尋ねしましたが、福祉課長が申しましたように、申し立てするのは本人と配偶者、4親等以内の親族のほか市町村長、検察官というようなことでございます。この中で、任意申し立てといひますか、その分はこの認知になる前の任意後見と申しますか、自分が元気なうちにはですね、自分が申請して家庭裁判所にしていけることが、判断ができるかと思ひますけど、そのように先に、明日明後日がどうなるかっていうようなことはわからないので、こういうとは恐らく少ないんじゃないかなろうかと思っております。やっぱり法定後見人というのがこれから先、この中に先ほど言ひました後見、保佐、補助ですかね、この分に該当する。そこでの問題が今4親等、そこに家族がいらっしゃればいいんでしょうけど、家族がいらっしゃらない場合もござひます。そしてやっぱり老老介護といひますか、そういう年を取ってきますとお互いには認知になって看護をしていくことができないと、やっぱりこういう成年後見制度の申し立てといひますか、そこあたりはできないっていうような感じがあります。それと4親等以内としましてもですね、財産を管理しとる、まあちょっと前後しますけども、あっち行ったりこっち行ったりしよります。申立人の中にも、その世帯の様子を知ってる、知ってないという方が多いと思ひうんですね。だからやっぱりここあたりの、今度の平成24年度予算の中にも町のほうで1件予算を組んでやりますが、なかなかそういうところがそういう関係者がいらっしゃらなくて、あるいは親族の方が遠くに離れていらっしゃるから、そういう申立人になられないということで、申立人になることを敬遠されるというようなことで町の町長のほうに申立人になってくれというようなことでなってるかと思ひます。

それでですね、適否の判断の基準はあるのかというところがですね、4親等はおっしゃられるとおりだと思ひます。しかしその中でも、4親等内でその申し立てばすることはできないというところがやっぱり市町村長、あつ、そこは尋ねたでよかですかね。そこは4親等以外が市町村長、検察官がするというようなことでそういうことですかね。福祉課長にお願いします。

○議長（本田眞二君） 次の答弁の番ですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時04分

再開 午後3時13分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今度は答弁の番でしたので、これを続けてください。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 打越議員の3番の成年後見人申立人の適否の基準ということで、その中でのご質問ですけれども、先ほど申されました後見制度ということで、判断能力が不十分になる前ということでご本人さんがある程度というか、何かをこちらのほうからお話ししても判断ができるというそういった段階のときに、将来自分が認知症になった場合に、どうしてもほかの方にどのような支援をしてもらうかというあらかじめ契約等によって決めておくということで、そういった制度があるところでございます。その制度が打越議員さんもおっしゃったように任意後見制度という形で活用をされてるところでございます。また、判断能力が不十分になったということで、認知症等でご本人さんの判断ができないというような場合によって、申し立てをいたしまして家庭裁判所によって援助者としてだれを選ぶかということで成年後見人制度が設けられておりますけれども、そのことを統括して法定後見制度という形で名称があるところです。また、法定後見制度という中で3種類の制度がありまして、その中の判断能力が全くない方というのが後見、それから判断能力が著しく不十分の方、ちょっと基準があいまいなんですけれどもそういった区分で補佐という形と、判断能力が不十分の方ということで補助という3つの後見人の制度があるところでございます。その中で、申し立てのできる方ということで、冒頭に申し上げましたとおり、一番ご本人さんが申請申し立てされるのが一番よろしいところですけれども、やはり家族の方、配偶者そして4親等ということでございますので、子どもさん、お孫さん、おじさん、おばさん、いとこ等の4親等の親族の方が申し立てをして、この制度を活用していただくというようなことになるのが一番いいかと思っておりますけれども、また後になってどうしてもご家族あるいは親類等がいなくて、ただお一人だけのひとり暮らしということで、そういった方がどのような人に補助、援助者ということで認定をしたい場合については、町長の答弁の中にもあったかと思っておりますけれども、町長による審判の請求手続き等に関する取り扱い要綱ということで南関町でも本人さんに代わって町長がその申し立ての手続きをするという制度があるところでございます。これにつきましては、制度自体のいろんな関係書類をそろえて裁判所に提出する必要があるございますので、そういった事務については地域包括支援センターのほうで権利擁護事業ということで実施をいたしているところでございます。

また、この取り扱いによりまして、やはりむやみやたらな町長の申し立てということではなく、やはり審判請求の対象者ということで一番根本にある方が判断能力が不十分、それから日

常生活を営むことに支障があられる方、それからどうしても精神的な状態にある方、それから虐待とかまたは無視されるとか、どうしても本人さんではできないときに町長がそれに代わって手続きをするといった制度でございます。

また、その後見人が認定されますと、当然後見人の方にお支払いする金額が発生するところでございますけれども、それにつきましてもどうしても生活に困窮されてる方、身寄りがおられない方っていうことで、その後見人の方にいろんなお仕事されてる費用的なものということで2万8,000円が一月だったと思いますけれども、その12ヵ月ということで権利擁護関係の24年度予算にも33万円ちょっとだったですかね、その金額を予算計上をいたしているところでございます。

ちょっと答弁にならなかったと思いますけれども、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） あのですね、ここに一応4親等以内って書いてあつとはなるほど理解でくつとですね。全部正常な人ならですね、だけんそれに該当しない人があった場合、そういう場合も考えらると思うとですね。だけん、ここに4親等以内って書いてあるからその場合、それ4親等内であってもそれに消去方式でいくなれば、正常じゃない人もやっぱ、正常じゃない人っていうとちょっとこういうとき言葉で使っちゃいけないんでしょうけども、該当しない人もおると。おるということも私が言うのでけんですね。そういうそれ以外の人も多分おると思うとですね。だからそこをお願いします。

○議長（本田眞二君） 今の質問は、4親等は正常じゃない場合に、「[4親等であってもそれに適格者とか適格者じゃないとかそうとは]と呼ぶ者あり」どこが判断するかということですか。

[「いらっしゃると思うとですよ。一般的には4親等になっておりますが、その中で先ほど言葉を使っていいかどうかというところで言いましたように、判断できる人はいいと、判断できない人は申し立てようと思っても申し立てる能力がないとか、そういうとがあると思うとですよ。だけんそういうとばちょっと今お尋ねしてます」と呼ぶ者あり]

福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 4親等内でもそういった判断能力に不幸にして関係されるということでもありますけど、この制度自体が本人さん、配偶者、当然4親等以内ということで、この申し立てにつきましてはやはり素人ということではないですけども、住民の方が申請をされるというのはいろんな手続きがございますので非常に戸惑うところが実際にあると思われます。このために地域包括センターそれから民生委員さん、それから社会福祉協議会そういった事業所内でこの制度についてご相談をしていただいて、当然その事業所等で申し立てのお手伝いをさせていただきますので、あくまで申立人については申し立てができる方の該当するならばその方にしていただいて、その手助けを行政、それから事業者さんということで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） 申し立てするのはやっぱり申し立てする能力がある人でないと申し立てられないと。だから4親等以内であってもそういうこと。なるほどゆっくり考えておきます。

続きまして本人の権利はどうなるのかというようなことです。一応先ほどおっしゃいましたように何か選挙権を失ったりするというようなことで、住民課長にちょっとお尋ねします。何か前は禁治産者とか言っておりましたけど、今は戸籍にもそういうのは記載されるかどうか、今はその禁治産者が被後見とか言ってる言葉として言ってるらしいですけど。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。戸籍には一切記載されることはありませんというふうなことになっています。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） この後見、保佐、補助でもそのようなことですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） はい、おっしゃるとおり、戸籍には一切記載されないというような形できております。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） じゃあ次の5番にいきます。家庭裁判所に提出する書類の申請者はだれかとお尋ねしたんですけど、ここには戸籍と同一、直系配偶者、本人の委任状があるというようなことですけど、住民課のほうでは何か書類には固定資産評価書も一緒ですか、固定資産税の通知書か、何か一筆一筆っていうかそういう分がちょっと添付しなければいけないっていうようなことであります。そこでちょっとお尋ねします。だからそれ以外はできない。

○議長（本田眞二君） 3 番議員、質問を分かりやすく質問してください。

○3 番議員（打越潤一君） 司法書士かやっぱりそういう専門家でないと取れないかというようなことです。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 固定資産の評価証明等につきましては、まずご本人さん、あるいはご本人さんの委任状による代理人さん、あるいは同一家庭の親族の方等が取ることができるようになっております。ただ、今回の場合に、同一家庭外の親族で委任状がないという場合に来られた場合どうするのかという形の分になるかと思いますが、この場合については今回の申立書とかこの申し立ての際には診断書あたりも要するというようなことを書いてございます。そういったのを調べて提出していただきまして、そういった成年後見制度を利用して申し立てをされる証というようなものが確認できれば、そういった形で来られて申請をなされた場合には、評価証明あたりも出さざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3番議員（打越潤一君） これはですね、調べるとこの申し立てをするにしてもですね、その一
緒の世帯に住んでいないと家庭裁判所にその書類を出しても固定資産がどこにあるのかわから
んわけですね。だからそういうとの判断がですね、なかなか難しいんじゃないでしょうか。取る
のは一応そのような書類を取ればできるということで、まあこの前いきます。これはもうあん
まりしていてもいけませんので。

6番目にいきますが、成年後見人の職務は素人でも可能かとかお尋ねしたところ、これや
っぱりここあたりの分がですね、申請人になって後見人になった場合と仮定してもですね、い
ろいろ4親等以内でも尋ねられてもわかりにくいとがあるとが現実じゃなかろうかと思ひます。
だからやっぱり行政としていくには先ほどはサポーターとおっしゃいましたけど、そこあたり
の申請をするぶんあたりでもですね、地域包括センターが専門にやっておられるというようなこ
とでございしますが、研修といいますか、そういうのをしていかないとですね、なかなか難しい
と思ひます。素人でも可能かというようなことですが、成年後見なれば報告をしなければなら
ないというようなことがありますもんね。だけんそういうところあたりでもですね、財産目録
とか収支予定表とか本人の分あたりを知つとかなければできないとか、そういうことがあろう
かと思ひます。それでやっぱりこういうのを研修ですか、ああいうところあたりでも去年あた
りも、うから館で九州看護大学の先生がされましたけど、そういうあたりのですね、研修あた
りも各地区、民生委員さんとか社会福祉協議会あたりも研修は行われておるんでしょうけれど
も、そこあたりも一般住民の方にもですね、認知症の分が増えてこられるというようなことで、
何かこれも、これが・・・が始まって12年とか何かお聞きしておりますけど、そこあたりも行
政のほうも研修する義務があるとか、何ですかねこれ、老人福祉法とか何かいうとがですね、
審判の請求で第32条の2ですかね、後見等に係る体制の整備等とかいうことで審判の請求
が32条ですが、この場合は市町村長は65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必
要があると認めるときは、民法第7条、そのほかにちょっとありますけど、の審判の請求をす
ることができるっていうことで、32条の2、これは何か新しくできたそうなんですけど、後
見等に係る体制の整備等。市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、
民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図
るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他
の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、というようなことが法的にあっております
ので、そこあたりをですね、PRも含めましてですね、やっていただきたいと思ひます。何し
ろ、まだこれは始まったばかりだというようなことです。

それでそういう分を進めるっていうPRというか、そういう対策を講じられるかどうかとい
うようなことをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 3番の打越議員さんの質問ですけども、6番と7番が合わせたご質問

だと思ひましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

⑥の成年後見人の職務は素人でも可能かということで、当初ご答弁は可能ですということでお答えをさせたところでございます。その中で、当然素人の方でもできるという前提ではありますけれども、3番議員がおっしゃったように後見人の仕事といいますと、本人さんの財産管理、財産目録の作成とか貯金通帳など管理して収入や支出の記録、それから契約、介護サービス、当然65歳以上になりますので介護サービスの利用契約、あるいは施設への入所契約など、法律行為に関するものに限られているといったところでございます。また、その事務についても家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所からの監督の後見人というのは受けることになりますので、できれば法律や福祉、医療など一定の知識を有する方がより適任ではないかと、私は考えるところでございます。具体的にどういう方かといいますと、司法書士さん、弁護士さん、社会福祉士さんというような専門知識を持っておられる方に後見人としてお願いしたほうが一番ご本人さんのためにもよろしいのではないかと判断するところです。

しかし、後見人の選定につきましてはあくまで申し立てをいたしましてから家庭裁判所のほうで一番最適な方を選定をいたしますので、どなたがなられるかっていうのは裁判所さんの判断にお任せするというようなことになるかと思ひます。

それから7番目の認知症が多くなると、その予防対策ということで、後見人制度をどういったふうに生かしていくか、その対策ということでお尋ねだろうと思ひます。一応認知症をできるだけ少なくするというような要望が一番でございますけれども、予防にはどうしても限界があると思っております。ですからたとえ認知症になってもですね、安心して暮らしていけるように認知症についての正しい知識や認知症の人への適切な対応の仕方をできるだけ住民の方、当然行政も職員も踏まえてですけど、取得するというような形で認知症サポーターの養成講座等をできるだけ地域で行いまして、そういった理解のある地域の方々を育てていきたいというふうに考えております。

また、認知症の家族への当然、支援、それから老人クラブ等のボランティア団体もでございます。そういった方につきましても認知症の見守りというような形でシルバーヘルパー活動というような形で、ひとり暮らしの老人の方への言葉かけということで、その地区地区で活動をされておられます。そういったできるだけ行政のほうも包括センターでの相談ができるというような形で、議員の皆様方にもそういった方がおられるということで耳にされましたならば同然、福祉課、それから包括、社協、地域にそれぞれ民生委員さんもおられますのでぜひそういった情報を寄せていただいて、できるだけ早い時期にそういった方々への手助けをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 福祉課長がそのように答えていただきまして本当ありがとうございます。何しろこういうものは急速に進んでいきますのでそういうふうにならないような予防が大

切かと思います。以上で、この１番目については終わります。

続きまして環境対策にいきます。２４年度分はまだ６月３日に行われたばかりだということなので２３年度の可燃物、不燃物の袋の回収状況を実施地区等を回答していただきましたけど、やっぱりこれも今年も７１団体実施というか７１団体で可燃物が３６６袋、３４６袋ですね、不燃物が。今年も恐らく変わらないような状態を出てるんじゃないかなと思います。何しろ私たちも出とつとも私のところが県道筋ですので、可燃物、不燃物、空き缶、空ビン、ペットボトル、弁当箱の投げ捨てですかね、そがんとがこう、私のところはだから車の中から投げ捨てるんじゃないかなと思います。カーブのところあたりでかなりありますからですね。だけんこういうのを３番目に持って来た、一番ここで持って来るのは３番、４番を重点的にしていかないと大人、大人というても車を運転する高齢者の、近くの方は恐らくそういうポイ捨て、投げ捨てはしないでしょうけど、車の中から先ほど回答でありました車の中がきれいになると、そういう分で行かなくて自分で持って行かなくていいというような考え方で簡単に捨てられる心ない方がいらっしゃるの、こういう一斉、毎年毎年一斉クリーン作戦が行われておつとやなかなと思います。これが一番むだなことですもんね。この分をこの時間をほかの分に使うならばいい世の中になるんでしょうけど、子どもたちを教育しても大人になってそれを教育が生かされないというようなことになりますので、地道にやっていくほかはないのかと思います。

先ほどこれについての回答はありましたので、この実態を青少年にどう伝えていくか、そこが一番大事なことじゃなかなと思います。

続きまして３番目にいきます。もう６月に入りまして梅雨時期を迎えておるわけですが、雨が今日からちょっと降り出しておりますけど、なかなか水が足りないところは田植えもできないような状況でございます。しかし、河川の堤防も県河川の内田川、関川水系、琵琶瀬川も県河川ですかね。町河川としてですね、建設課長が回られた範囲で一番危険性はあると認識されてるところはありますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のお尋ねの町河川についての危険箇所というふうにおっしゃられたところですけども、今回のご質問によります竹木等が生い茂っているところということで見たところによりますと、上坂下の太郎丸川あたりとまた、それぞれの河川に部分的には竹等が生い茂ったり、倒れかかったりしているところはそこそこございます。その原因といたしましてはその隣接する耕作地が耕作放棄地に近い状態になっているとか、河の河岸ですね、河岸が高低差があつてなかなか管理がしにくいとかいうこと上げられるかと思います。そういうふうなところ、以前でしたらですね、やはり近隣の方が自分ところの耕作、した場合に農地を持っておられる方はやはり陰になつたりするということで切られたりしていたんじゃないかなと思いますけども、今、農地がですね、荒れているところも結構ございますのでそういうところが

行き届かないところが各河川にあるように感じているところです。以上です。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） 内田川の例を取りますと、うちあたりも基盤整備してからもう約 30 年近くなりますが、環境によいということでヨシ、アシっていうとですかね、ヨシっていうとですかね。そういうとも毎年毎年建設課のほうから県のほうにも要望していただいておりますが、それにずっと砂が堆積していくとですね。そうすると木もですね、うちは植えとるつもりはないですが、今年か去年は河川の美化運動で木を切りました。何しろ木は切るとはやさしかつですもんね、あとかたづけなんとかがそれが何しろ多かもんだからこういう質問に至るわけですもんね。切るとは簡単です。木ば切りしやがするとよかけんで、あとを片づけて燃やすともよかばってん燃やすともでけんっていいなはるもんだけんが、本当に難しいんですよ。川にあるぶんがやっぱり所有権は県・町ですよ。だけんそこは県・町の詳細を得て切らなければいけないとですよ、法的に言えば。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 先ほど最初のお答えの中でも申し上げましたとおり、維持管理につきまして住民の方のご協力をいただきたいということで、このような委託、県から河川環境美化業務委託という契約を結んでおるわけでございますけれども、その中で、地域で手に負えないものについては県と協議してくださいということになっております。ですから断りなく切るのが不可能ということは申し上げられないとは思いますが、危険性が伴ったりする場合にはですね、やはり建設課にお話しいただいて、県のほうにまたお話をするというようなことの手続きもあるというふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（本田眞二君） 3 番議員。

○3 番議員（打越潤一君） 一応この機会だもんですからね、内田川の現状を申しますと、去年木は切りました。だからもう少し下流のほうにも小さいのから大きくなりつつあるのまであります。5、6 本あつですね。それに去年ですかね、船が引かかりました。船、木の船。どこから流れてくるとか知りませんが、そういう川に引っかかっているような状況です。何しろ河川改修で一通りきれいになつとつですけどやっぱりそのような形であります。今度は建設課長が写真で撮っていただきましたので県のほうにも要望していただけたと思いますので、その内田川の分はですね、していただきたいと。船あたりばのくっともですね、1 人、2 人じゃでけんですもんね。やっぱりあれも護岸雑草処理も 1 時間か 2 時間程度でそれで終わりますのでですね、チェーンソーで切って枝をずっと切っていてもですね、何しろ二十何人おっても切って堤防の草を切って、木を切るぐらいで後はどがんか自然が多分どがんかすると思いますけど、本当毎年毎年同じような形でしておりますので、この河川の断面。一番最後やっぱりこの河川の河口ばするためにはどうしたらいいのかということをですね、被害が余らないときにですね、十分に町道に限らず、県道に限らずこの河川関係もですね、十分に見ていただいて、竹とか木

の枝とかですね、河川に私の知る範囲でも大分あります。だからやっぱり豪雨になってから慌ててもですね、予防っていうかそこあたりが大事ですので、そこあたりをですね、人員も削減されていきますけども、道路・川・河川等あたりでもありますね、見守っていただきましてですね、被害をですね、最小限に抑えるようにお願いしたいと思いますけど、そこあたり建設課長、この断面をするためにはよか方法はなかでしょうか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のご質問に対しましてですけれども、先ほど申しましたように、河川の断面の確保にはやはり繁茂した樹木だけでなく、堆積した土砂等のもので、撤去というのも大きな解決の手段ではなかろうかというふうに思います。ということですので、やはり町は400万円の予算と、県につきましてはその要望を行っていくということで土砂の掘削等、堆積がひどいところについてはですね、そういうふうなところで対応をしているところでございますし、先ほど言われましたようにですね、確認をですね、やはり平常時に行っていくことは取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 県もですね、要望を受けたならすぐでくるならいいでしょうけど、予算的な面が当然私も分かりながら質問してるわけなんですけど、南関町に処分場を持って来たからには南関町の河川あたりでもありますね、要望したらすぐしていただけるようないっぺんでもですね、県もですね、誠意を見せていただいてもらうならですね、私たちも南関町の地元として安心でくるでしょうけど、毎年毎年、執行部の方にはですね、要望はしていただいておりますが、なかなか予算的な面もありましてできませんので、本当何回も何回も県あたりと会う度にそういうことを要望していただきたいと思います。

私の進行で本当、時間だけ過ぎまして、追加させまして本当申しわけございませんでした。

一応今回の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で3番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は終了しました。

来週の18日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。なお、この後10分間の休憩をはさみ、本会議場にて全員協議会を開催します。起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時56分